

指定数量未満の危険物及び指定可燃物の運用基準

令和7年3月28日

消防局長達第11号

第1章 総則

第1 目的

この基準は、尾道市火災予防条例に定める指定数量未満の危険物及び指定可燃物について、当該指定数量未満の危険物及び指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合における基本事項について定めることで、事務の統一及び円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 用語

- 1 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- 3 危規則とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- 4 危告示とは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）をいう。
- 5 条例とは、尾道市火災予防条例（平成17年条例第272号）をいう。
- 6 条例規則とは、尾道市火災予防規則（平成17年規則第173号）をいう。
- 7 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 8 指定数量とは、法第9条の4の規定に基づき危政令で定める数量をいう。
- 9 少量危険物とは、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物をいう。
- 10 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- 11 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 12 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 13 防火戸とは、建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備のうち、防火戸であるものをいう。

第2章 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準

- 1 条例第47条は、法に定める危険物について、法第9条の4の規定に基づき指定数量未満のすべての危険物について当該危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合における一般的な遵守事項について規定したものである。

したがって、第4類の危険物のうち動植物油類を除き、一般家庭で使用される微量の危険物についても本条の規制を受けるものである。

2 条例第47条第1号

石油ストーブ等で危険物を燃料として取り扱う場合のように、火気と危険物を一体のものとして使用する場合を除き、火気使用場所から十分離れた場所を選び、仮に容器の転倒による流出又は設備からの流出等があっても、容易に火気に触れることのない位置（場所）とするか又は火気のある

場所と区画された場所で貯蔵し、又は取り扱うことを規定したものである。

「みだりに火気を使用しない」とは、原則として、火気の使用を禁止するものであるが、作業実態等によりやむを得ず火気を使用する場合は、安全な場所を指定して安全な措置を講ずるよう規制するものであり、危険物の性質及び作業工程等を考慮して、適切に管理された状態でのみ火気を使用すべきである。

3 条例第47条第2号

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所において、危険物やその他のものが雑然とした状態又は必要のない物品等の可燃物が置かれた状態では火災予防上危険であることから定められている。

また、指定数量の5分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所であっても、危険物の所在が常に明らかであるように整理清掃に努めることが火災予防上必要であることはいうまでもない。

なお、「不必要な物件」とは、作業工程において必要でない物件をいい、可燃物に限るものではない。例えば、原料や製品を置く台や作業をするための机等は必要なものであり、整理されていれば差し支えないが、原料を取り出したあとの空箱等不必要なものは、整理がなされていても、認められない。

4 条例第47条第3号

「必要な措置」とは、貯蔵及び取扱いの形態に応じた密栓、ふた、受け皿、バルブ等の設置及びこれらの管理等をいう。

例えば、容器に危険物を小分けする場合は、器具を用いた急激な注入を避けるとともに、容器の下部に受け皿を置く等の措置を講ずることが必要である。

5 条例第47条第4号

「当該危険物の性質に適応し」とは、容器が危険物の品名及び危険等級（危規則第39条の2に定める危険物の等級をいう。）に応じ、危規則別表第3（固体用のもの）、第3の2（液体用のもの）に規定する運搬容器の基準に適合することをいう。

また、容器本体、栓等はその安全性について十分に確認し、容易に容器が破損したり、栓が離脱することにより災害を発生させることのないようにすべきである。

6 条例第47条第5号

危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合において、粗暴な行為に起因する危険物の漏れ、容器の破損又は衝撃による爆発等の事故を未然に防止することを目的としているものである。

7 条例第47条第6号

危険物を収納した容器が地震等により転倒したり、落下したりして、災害が発生することのないよう平素における貯蔵の方法について規定したものである。

「地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置」とは、次の措置をいう。

(1) 容器を戸棚又は棚等に貯蔵する場合は、戸棚等の本体が地震等により転倒、落下しないよう建築物の壁体又は床面に直接固定する等の措置

(2) (1)の戸棚、棚等に貯蔵されている容器の大きさ、形状、安全性又は危険物の性質等に応じた次に掲げる有効な柵、滑り止め等の落下防止のための措置

なお、この場合、柵の高さは、貯蔵する容器等の出し入れに支障がないもので、次によること。

ア 金属、木製の板又は棒状のもの等を使用するものとし、ビニールコード、カーテンワイヤー

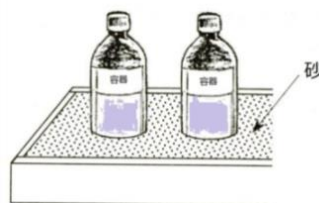
等のたるみを生ずる材料を避けること。

- イ 容器は、一本ごとに収納できるセパレート型のケース等に入れて、棚等に固定すること。
(第1-1図参照)



第1-1図

- ウ 特に危険性の大きい危険物を収納する場合は砂箱を用いること。(第1-2図参照)



第1-2図

- (3) 他の物品が落下するおそれのある場所に貯蔵しない措置

第2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

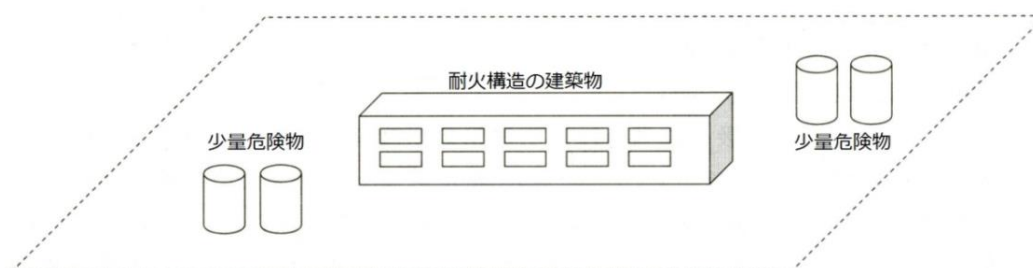
- 1 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次によること。

なお、指定数量の5分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。

- (1) 屋外の場合

- ア 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合は、原則として、敷地単位を同一の少量危険物貯蔵取扱所とする。

ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互間が耐火構造の建築物等で防火上有効に隔てられている場合、少量危険物貯蔵取扱所の周囲に3 m以上の防火上安全な空地（空地を相互に重複することができる。）を保有する場合、又は少量危険物貯蔵取扱所相互間に防火上安全な距離（10 m以上）を有する場合等で、各施設が独立性を有していると認められるときは、それぞれを一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。(第2-1図参照)

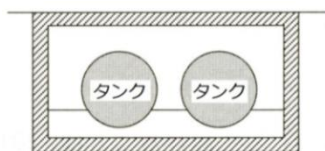


第2-1図

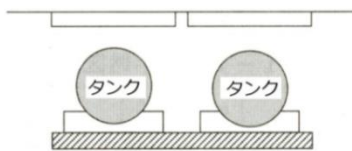
- イ タンク（地下タンク及び移動タンクを除く。以下このイ及びエ並びに(2)ウにおいて同じ。）により貯蔵し、又は取り扱う場合は、原則としてタンクごととする。ただし、タンク相互間の距離が1 m未満の場合は、当該複数のタンクを一の少量危険物貯蔵取扱所とする。
- ウ 地下タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合は、原則として当該地下タンクごととする。た

だし、次のいずれかに該当する場合は、一の少量危険物貯蔵取扱所とする。

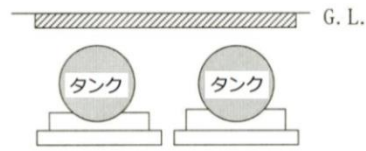
- (ア) 同一のタンク室内に設置されている場合（第２－２図参照）
- (イ) 同一の基礎上に設置されている場合（第２－３図参照）
- (ウ) 同一のふたで覆われている場合（第２－４図参照）



第２－２図



第２－３図



第２－４図

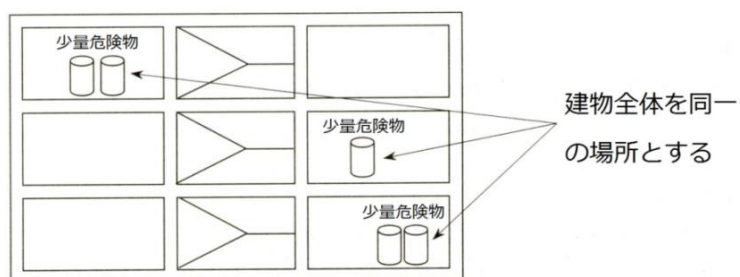
エ タンクと設備が同一工程にある場合で、貯蔵及び取扱いが同一工程にある場合は、同一工程ごとを一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。（第２－５図参照）



第２－５図

(2) 屋内の場合

原則として、建築物ごとを一の少量危険物貯蔵取扱所とする。（第２－６図参照）

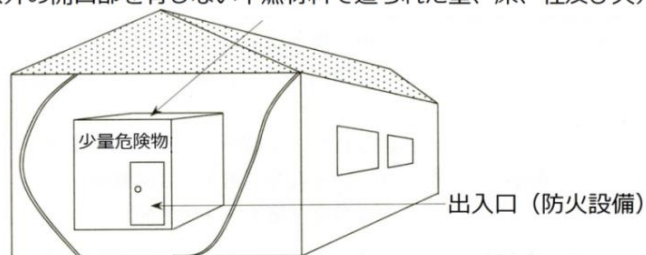


第２－６図

ただし、次の場合は、それぞれに示す場所ごとを一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。

ア ボイラー、バーナー等の危険物を消費する設備（以下「消費設備」という。）、吹付塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、油圧装置及び潤滑油循環装置等の危険物を取り扱う設備（以下「危険物を取り扱う設備」という。）が、出入口（防火設備）以外の開口部（換気ダクトを除く。）を有しない不燃材料で他の部分と区画されている場所（以下「不燃区画例」という。）（第２－７図参照）

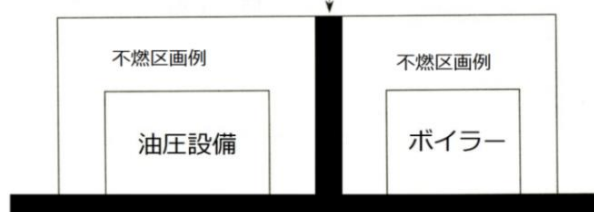
出入口以外の開口部を有しない不燃材料で造られた壁、床、柱及び天井



第 2 - 7 図

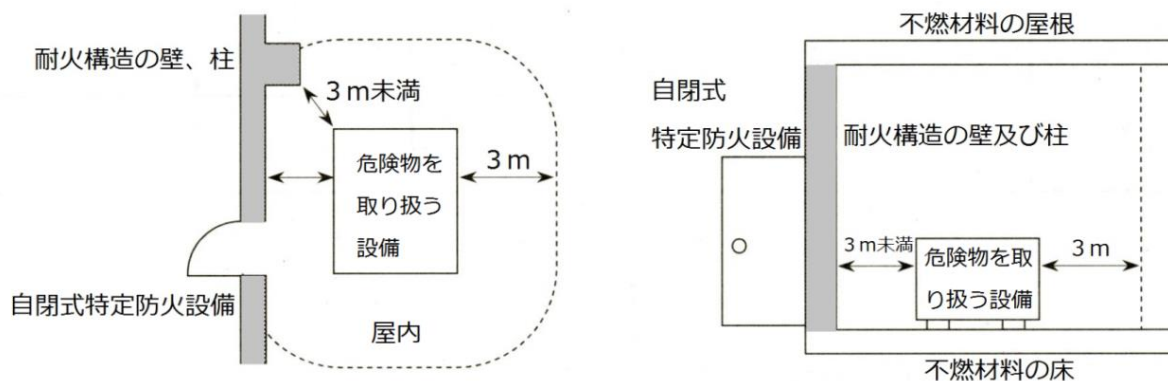
なお、不燃区画例の少量危険物貯蔵取扱所を連続（隣接）して設けることは、原則できない。ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りではない。（第 2 - 8 図参照）

開口部のない耐火構造の壁及び床



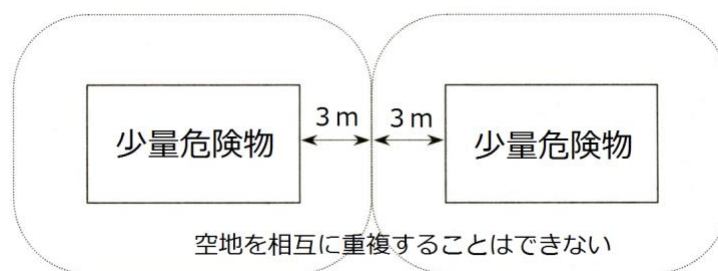
第 2 - 8 図

イ 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計（ポンプを除く。）等の附属設備を除く。）の周囲に幅 3 m 以上の空地（危険物を取り扱う設備から 3 m 未満となる建築物の壁（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備の出入口以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地（第 2 - 9 図参照））が保有されている場所（以下「保有空地例」という。）のうち、次に掲げる基準に適合する場所



第 2 - 9 図

- (ア) 空地は、上階がある場合は上階の床又は天井（天井がない場合は小屋裏）までをいい、空地の上方に電気配線、ダクト等が通過する場合は、火災の実態危険のないものであること。
- (イ) 空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導すること。
- (ウ) 空地を相互に重複することはできないこと。（第 2 - 10 図参照）



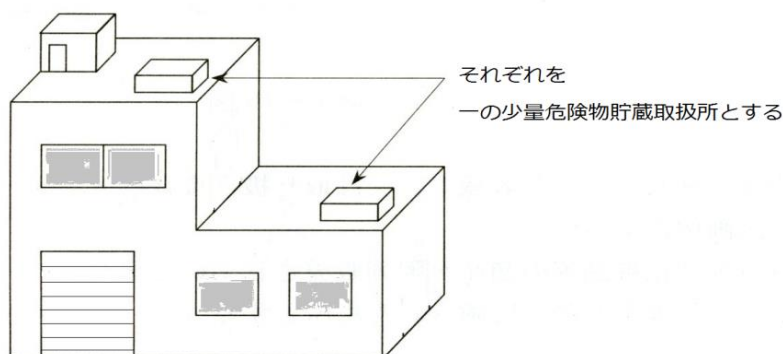
第 2 - 1 0 図

- ウ 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合で、不燃区画例により区画された場所
(3) 屋上の場合

屋上の場合、次によること。

ア 原則として、屋上部分を同一の貯蔵取扱場所とする。

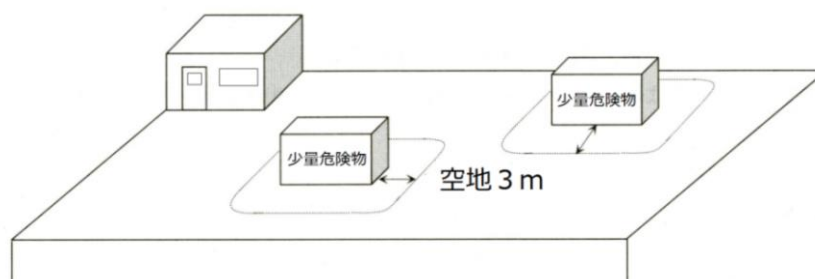
イ 同一の建築物に階層が連続しない陸屋根が 2 以上ある場合は、それぞれを一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。(第 2 - 1 1 図参照)



第 2 - 1 1 図

- ウ 保有空地例による少量危険物貯蔵取扱所を設置する場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。(危険物を取り扱う設備は、消費設備及びその付随するタンクに限る。)(第 2 - 1 2 図参照)

このとき、保有空地例における空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導することとし、複数の少量危険物貯蔵取扱所を保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複することは認められない。

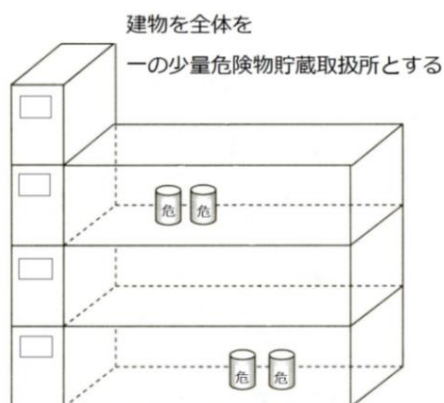


第 2 - 1 2 図

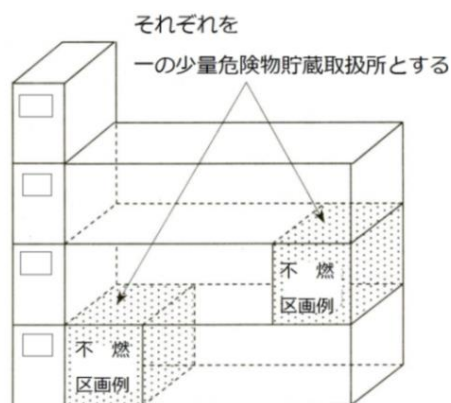
- (4) 特殊な場所で次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごとを一の少量危険物貯蔵取扱所とする。

ア 新築工事中の現場において貯蔵し、又は取り扱う場合は、原則として、建築物ごとを一の少量危険物貯蔵取扱所とするものであるが、不燃区画例による場合は、それぞれに示す場所ごと

とする。(第2-13図及び第2-14図参照)

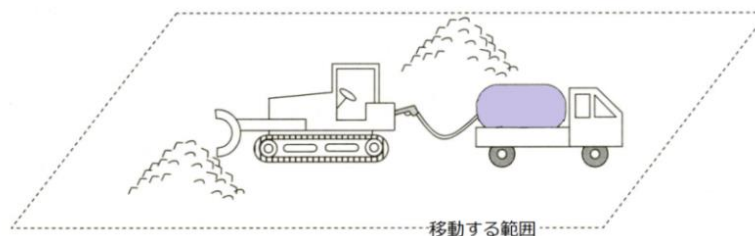


第2-13図



第2-14図

イ 建築現場等において土木建設重機等に給油する場合は、土木建設重機等が工事のため移動する範囲ごととする。(第2-15図参照)



第2-15図

ウ シールド工事で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、立坑及び掘削機により掘削する場所ごととする。

ただし、複数のトンネルを複数のシールドマシンを用いて工事する場合であっても、立坑を共有し、かつ、到達点が同一であるものは当該場所ごととする。

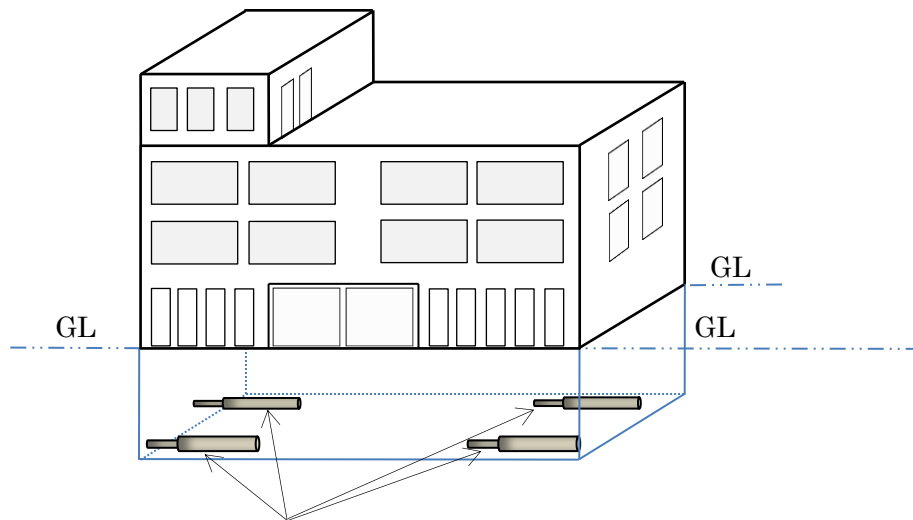
なお、掘削機等で貯蔵し、又は取り扱う危険物は、引火点が100℃以上のものを100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う場合に限る。

エ 建築物に設置された免震用又は制振(震)用オイルダンパー(免震用については国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)で危険物を取り扱う場合は、原則として(2)の例による。

ただし、次に掲げる要件に適合するものにあつては、当該オイルダンパーごとを一の貯蔵取扱場所とすることができる。(第2-16図及び第2-17図参照)

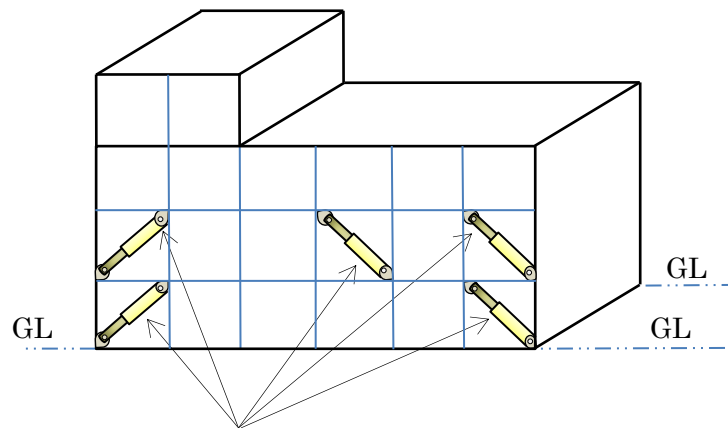
(ア) 取り扱う危険物は、指定数量の5分の1未満の高引火点危険物(引火点が100℃以上の第4類の危険物をいう。)であること。

(イ) 円筒状の鋼製シリンダー及びその付属部分に危険物が密閉されているものであること。



免震用オイルダンパー１基ごとを一の貯蔵取扱場所とする

第２－１６図



制振（震）用オイルダンパー１基ごとを一の貯蔵取扱場所とする

第２－１７図

オ 工事現場等の屋外において、仮設電源として使用するために可搬形発電設備を複数設置する場合は、可搬形発電設備相互間に２ｍ以上の間隔を保有するか、又は防火上有効な塀を設けるなどの火災予防上有効な措置を講じた場合は、措置を講じた可搬形発電設備をそれぞれ一の貯蔵取扱場所とすることができる。

(5) リチウムイオン蓄電池を貯蔵又は取り扱う場合

リチウムイオン蓄電池を貯蔵又は取り扱う場合は、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」（Ｈ２３．１２．２７消防危第３０３号通知。以下「３０３号通知」という。）によること。

この場合、３０３号通知中「火災予防条例（例）第３１条の２」を「条例第４９条」に、「火災予防条例（例）第３４条の３」を「条例第６２条」に、「火災予防条例（例）第３１条の３」を「条例第５０条」に読み替えるものとする。

２ 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定については、次によること。

- (1) 貯蔵施設の場合は、貯蔵する危険物の全量とすること。
- (2) 取扱施設の場合は、取り扱う危険物の全量とすること。なお、次に掲げる場合は、それぞれによること。

- ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定する。
- イ ボイラー、非常用発電設備等の危険物の最大貯蔵取扱数量は、施設の設計思想を重視した1日における消費計画又は実態に即して運転したときの燃料消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。
- なお、油圧機器内蔵油、熱媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油を使用する場合は、算定にあたって合算する。
- ウ 洗浄作業及び切削装置等の取扱いについては、洗浄後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てるもの及び系外に搬出するものは1日の使用量とする。
- (3) 貯蔵施設と取扱施設とを併設する場合で、次に掲げる場合は、それぞれによること。
- ア 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合（ボイラーと当該ボイラー用燃料タンクを同一の室内に設けた場合等）は、貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を比較して、いずれか大きい方の量とする。
- イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合は、貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを合算した量とする。
- ウ 自動車等へ給油することを目的に設けられた簡易タンクの場合は、貯蔵量又は1日の取扱数量のいずれか大きい方の量とする。
- (4) 算定から除外できる場合は、次によること。
- ア 指定数量の5分の1未満の燃料装置部が同一の室内に設置されている石油ストーブ、石油コンロ等で専ら室内暖房又は調理等の用に供する場合は、当該石油ストーブ、石油コンロ等で取り扱う危険物を当該室内における危険物の数量の算定から除外することができる。
- イ 建設現場等における土木建設重機等（指定数量未満の危険物を保有するものに限る。）の燃料タンク内の危険物は数量の算定から除外し、1日の給油量で算定することができる。
- (5) 移動タンクから自動車等への直接給油についての取扱い
- 移動タンク貯蔵所又は少量危険物を貯蔵する移動タンクから、引火点が40℃以上の第4類の危険物を自動車等の燃料タンクに直接給油する行為は、同一場所における給油量が指定数量未満であれば、行うことができる。

第3 共通する基準

1 条例第49条第1項

少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準を規定したものである。

2 条例第49条第1項第1号

貯留設備や油分離装置にたまった危険物やごみ等を随時くみ上げることにより、排水溝等に危険物を流出させないことが必要であることを規定したものである。

3 条例第49条第1項第2号

危険物又は危険物のくず、かす等の廃棄処理をする場合には、少量ずつ安全な場所で焼却したり、水溶性の塩類又は酸類である危険物は、水で希釈した後に処理したり、その他埋設したりして、直接、間接を問わず他に危害又は損害を及ぼすおそれのないよう当該危険物の性質に応じて安全な方法により廃棄しなければならないことを規定したものである。

4 条例第49条第1項第3号

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の温度、湿度の変化による危険物災害の発生を防止するため、必要な措置を規定したものである。

- (1) 「危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行う」とは、温度又は湿度の変化により酸化又は分解等を起こすおそれのないよう、適正温度又は湿度を保つために遮光、換気を行うことをいう。
- (2) 「遮光」とは、直射日光に限らず光をあてない措置を講じることをいい、「遮光」を図る必要がある物質は、黄りん、エーテル、二硫化炭素、クロジオンその他揮発性の大きい液体等の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合をいう。
- (3) 「換気」とは、換気設備により室内の空気を有効に置換するとともに、室温、湿度を上昇させないことをいい、自然換気、強制換気のいずれでも良いものである。

5 条例第49条第1項第4号

「その他の計器」とは、液面計、流速計、流量計、導電率計、回転計及び電流計等をいう。

これらの計器を監視することにより危険物及び周囲の状態を把握し、危険物の性質に応じて適正な温度、湿度、圧力に保つことで、当該危険物を安全に貯蔵し、又は取り扱うことを目的としたものである。

なお、計器類の監視は次によること。

- (1) 計器類の監視は、危険物の貯蔵及び取扱いの実態に応じた方法で行うこと。
- (2) 計器類が多数設置される施設は、集中して監視できる方法を指導すること。

6 条例第49条第1項第5号

危険物の長期間にわたる貯蔵、温度変化等による変質又は異物の混入等による当該危険物の危険性の増大を防止することを規定したものである。

なお、危険物に異物を混入させたり、危険物を変質させたりすることを禁じるものではないが、危険物に異物を混入したり、危険物を変質させたりすることは、当該危険物の危険性を増大させる可能性が強いため、できるだけ避けることが望ましい。

- (1) 「異物」とは、石、ガラス、薬品及び他の危険物はもちろん、当該危険物の貯蔵又は取扱いに伴って必然的に生じる物質を除いたすべての物質をいう。
- (2) 「必要な措置」とは、危険物を取り扱う場合に必要に応じふた等で覆うこと及び屋外のタンクにより危険物を貯蔵する場合は、注入口キャップに鍵を付ける等の措置をすることが考えられる。

7 条例第49条第1項第6号

危険物を取り扱う設備、機械器具、容器等を修理する場合には、残存危険物による災害が起こりがちであることから規定したものである。

「完全に除去」とは、危険物又は危険物から発生する可燃性蒸気等が全く存在しない状態をいう。万一、除去できない場合は、不活性ガス、水等で置換、封入等の措置を講じること。

8 条例第49条第1項第7号

可燃性の蒸気等が漏れ又は滞留するおそれのある場所での火花を発生する機械器具等の使用制限について規定したものである。

- (1) 「可燃性の液体」とは、第4類の危険物をいう。
- (2) 「可燃性の蒸気」とは、可燃性の液体が蒸発したものであり、ガソリン等の可燃性液体の蒸気をいう。

(3) 「可燃性のガス」とは、常温で気体の状態にある可燃性のものであり、水素、メタン、プロパン等の気体をいう。

(4) 「可燃性の微粉」とは、粉体硫黄や金属粉等をいう。

(5) 「火花を発する機械器具」とは、溶接、グラインダーがけ等の作業に伴い必然的に火花を発するもの又は火花を発する電気機器等をいう。

ただし、電気機器のうち、引火防止の措置を講じてある防爆構造のものは含まないものとする。

なお、火花を発しない工具として、ゴム製ハンマーや防爆用安全工具等がある。

9 条例第49条第1項第8号

硝化綿、二硫化炭素、黄りん、金属ナトリウム等保護液中に保存する危険物の管理について規定したもので、これらの危険物を長期間保存する場合は、保護液が減少し危険な状態となることがあるため、十分留意すべきである。

10 条例第49条第1項第9号

接触又は混合による発火危険のあるそれぞれの危険物又は危険物と非危険物とを同一場所で貯蔵した場合においては、地震等による相互の物品の接触混合又は転落による危険物の流出等によって災害が発生することが容易に考えられるので、これらの危険物又は物品はそれのおそれのないよう貯蔵、保管すべきことを規定したものである。

11 条例第49条第1項第10号

例えば、塗料製造工程等において、合成樹脂、顔料、可溶剤等を混練作業中、局部的に温度上昇し、火災が発生する場合があるが、この種の災害防止について規定したものである。

「温度が局部的に上昇しない方法」とは、次のいずれかによることが考えられる。

- (1) 直火を用いない方法
- (2) 熱源と被加熱物とを相対的に動かす方法
- (3) 被加熱物の温度分布に偏りを生じさせない方法

12 条例第49条第1項第11号

「防火上安全な場所」とは、不燃材料による塀等により区画された場所、火気や火花を生じるおそれのない場所等で、十分な換気が行われた場所をいう。

13 条例第49条第1項第12号

「防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所」とは、次に掲げる場所をいう。

(1) 屋外の場合

火源等から安全と認められる十分な距離を有している場所

(2) 屋内の場合

ア 火源等から安全と認められる距離を有しており、かつ、周囲の二方向以上の壁が開放されているか、又はそれと同等以上の通風、換気が行われている場所

イ 小屋裏に達する準耐火構造又は防火構造（下地が不燃材料のものに限る。）の壁（開口部を設ける場合は自閉式の防火設備とし、その他にあっては、防火上有効なダンパーを設けたもの）で区画され、火源となるものが存在しない場所

ウ 不燃性の塗装ブース又はウォーターカーテン等を設け、危険物の蒸気等が塗装場所以外の場所へ拡散しない場所で、かつ、当該塗装場所内に火源となるものが存在しない場所

14 条例第49条第1項第13号

比較的引火点の高い焼入油であっても、長時間の連続作業等により温度制御が適切に行われない場合には危険状態になることから規定したものである。

(1) 「危険物が危険な温度に達しない」方法については、次の方法がある。

- ア 焼入油の容量を十分にとる方法
- イ 循環冷却装置を用いる方法
- ウ かくはん装置を用いる方法
- エ 冷却コイルを用いる方法
- オ その他上記と同等以上の効果があると認められる方法

(2) 「危険な温度」とは、当該危険物の引火点から 5 0℃を差し引いた温度をいう。

15 条例第 4 9 条第 1 項第 1 4 号

危険物を用いて染色又は洗浄作業をする場合の安全な措置について規定したものである。

(1) 「可燃性の蒸気の換気をよくして行う」方法としては、室内の低所に排出設備等を設ける方法等がある。

(2) 「廃液をみだりに放置しないで安全に処理する」とは、廃液を容器に密封して貯蔵する等不必要に蒸気を発生させず、また、油分離装置、中和装置等の設置により危険物の流出を防止すること等をいう。

16 条例第 4 9 条第 1 項第 1 5 号

バーナーにより危険物を消費する施設については、一次空気の過剰等による逆火により未燃ガスが炉内に充満、又はたき口外への危険物の流出による出火等の事故事例が多いため、これらの事故を防止するための措置について規定したものである。

(1) バーナーの逆火を防止する方法については、次の方法がある。

- ア プレパージ（バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を有効に除去する方法）
- イ ポストパージ（バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を有効に除去する方法）

(2) 危険物があふれないようにする方法については、次の方法がある。

- ア 燃料をポンプにて供給している場合などに戻り管を設置する方法
- イ フレームアイ等の火災検出器により、バーナーの不着火時における燃料供給を停止する方法

17 条例第 4 9 条第 1 項第 1 6 号

少量危険物貯蔵取扱所において危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合に、当該容器の基準について規定したものである。

(1) アは、危険物を収納し、又は詰め替える場合の容器の基準を規定したものである。固体の危険物の場合は、危規則別表第 3、液体の危険物の場合は、危規則別表第 3 の 2 の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応する内装容器又はこれと同等以上であると認められる容器（以下「内装容器等」という。）を使用すること及び温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納することを規定したものである。

ただし、危険物を収納する容器が落下、内圧の変動等によっても容易に破損せず、かつ、収納する危険物により腐食されない等、火災予防上安全なものである場合は、少量危険物貯蔵取扱所が存する敷地と同一の敷地内に限り、内装容器等以外のものでも使用できるものである。

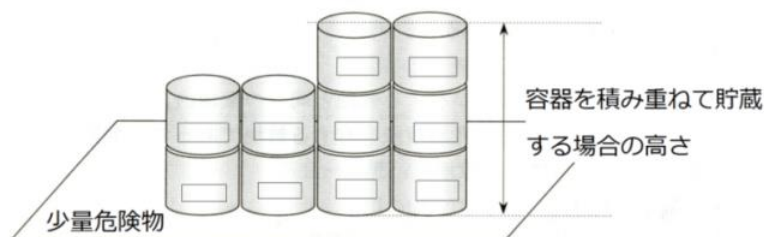
(2) イは、内装容器等への表示について規定したものである。

表示は、内装容器等の見やすい箇所に、危規則第39条の3第2項から第6項までの規定の例により、危険物の品名、危険等級、化学名、数量、注意事項等を表示すること。

18 条例第49条第1項第17号

地震等による容器の落下、破損を防止するため、容器の積み重ね高さを原則として3m（第4類の危険物のうち第3石油類又は第4石油類のみを積み重ねる場合は4m）を超えてはならないことを規定したものである。

なお、容器の積み重ね高さは、地盤面又は床面から最上段の容器の上部までの高さをいう。（第3-1図参照）



第3-1図

19 条例第49条第2項

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準を規定したものである。

20 条例第49条第2項第1号

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所に設ける標識及び掲示板について規定したものである。

- (1) 標識及び掲示板の様式は、条例規則別表第1の規定によること。
- (2) 「最大数量」とは、常時貯蔵し、又は取り扱っている数量の最大値のことをいう。
- (3) 標識及び掲示板は、主として出入りする人の目につきやすい出入口付近等に設けること。また、移動タンクにあつては、車両の前後から見やすい位置に設けること。

21 条例第49条第2項第2号

- (1) 「漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造」とは、通常の使用条件に対し、十分余裕をもった容量、強度、性能等を有する構造をいう。
- (2) 「災害を防止するための附帯設備」とは、オーバーフロー管、戻り管、二重管、受け皿、囲い、逆止弁、飛散防止用の覆い等がある。

なお、自然流下によるオーバーフロー管及び戻り管の口径は、給油管の口径のおおむね1.5倍以上とすること。

22 条例第49条第2項第3号

危険物を加熱、冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度変化が起こる設備には、危険物の異常加熱による火災等の事故を防止するため、温度計等の温度測定装置を設けるよう規定したものである。

「温度測定装置」は、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類、性状、貯蔵取扱形態、設備の種類及び測定温度範囲等を考慮し、安全かつ正確に温度変化を把握できるものであること。

23 条例第49条第2項第4号

- (1) 「直火」とは、可燃性の固体、液体又は可燃性気体を燃料とする火気や露出したニクロム線を用いた電熱器等をいう。

(2) 「防火上安全な場所」とは、直火の設備が危険物を取り扱う場所と防火的に区画されている場所をいう。

(3) 「火災を防止するための附帯設備」とは、次によること。

ア 危険物の温度を自動的に当該危険物の引火点以下に制御できる装置又は機構（サーモスタット等）を有すること。

イ 引火、着火を防止できる装置又は機構（不燃性ガス封入装置等）を有すること。

ウ 局部的に危険な温度に加熱されることを防止する装置又は機構を有すること。

24 条例第49条第2項第5号

危険物を加圧する設備又は危険物の反応により圧力が上昇するおそれのある設備は、圧力の制御を誤れば、危険物の噴出、設備の爆発等による火災等の事故を起こすおそれがあるため、これらの設備には、圧力の変動を測定するための圧力計及び異常な圧力の上昇が生じた場合にこれを有効に減圧するために、安全装置を設けることを規定したものである。

「安全装置」は、条例規則第20条に規定されている自動的に圧力の上昇を停止させる装置や減圧弁等をいう。

25 条例第49条第2項第6号

(1) 「熱媒体」とは、熱を伝える媒体のことで、水蒸気や空気が使用されることが多いが、高引火点の危険物が使用されることもある。

例えば、暖房用のスチームの代わりに加熱した液体を循環させる場合があるが、この液体が熱媒体である。この熱媒体に使用される液体が引火性のものである場合は、当該規定の適用を受けることとなる。

(2) 「熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造」とは、熱媒体又はその蒸気がそのまま噴出しないよう、当該安全装置から配管などで、屋外の高所で周囲に火気等がない安全な場所又は冷却装置等に導く構造をいう。

26 条例第49条第2項第7号

「電気工作物に係る法令」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号）をいうものである。なお、防爆構造を有する電気機器の適用範囲は次によること。

(1) 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

(2) 引火点が40℃以上の危険物であっても、その可燃性液体を当該引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合

(3) 可燃性微粉（危険物、非危険物を問わない。）が滞留するおそれのある場合

27 条例第49条第2項第8号

(1) 「静電気が発生するおそれのある設備」とは、引火点70℃未満の可燃性液体又は可燃性微粉等の危険物を取り扱う設備のことをいう。

(2) 「静電気を有効に除去する装置」については、危険物を取り扱う設備を接地することにより、静電気を除去することが一般的で、接地抵抗値はおおむね1,000Ω以下であり、接地線の太さはおおむね1.6mm以上の断線するおそれのない十分な太さのものを使用しなければならない。

なお、接地以外の静電気の除去方法には、空気をイオン化する方法又は湿度を増加させる方法等があるが、これらについては危険物を取り扱う機械器具等の設備の実態に応じた適切な措置を

講ずる必要がある。

28 条例第49条第2項第9号

(1) 「水以外の不燃性の液体」とは、水系の不凍液等をいう。

(2) 「不燃性の気体」とは、窒素ガス等をいう。

(3) 配管の材質は、次によること。

ア 金属製の場合は、次の規格に適合するものであること。(第3-1表参照)

第3-1表

規格番号	種類	記号
J I S G 3 1 0 1	一般構造用圧延鋼材	S S
J I S G 3 1 0 3	ボイラー及び圧力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼鋼板	S B、S B-M
J I S G 3 1 0 6	溶接構造用圧延鋼材	S M
J I S G 3 4 5 2	配管用炭素鋼鋼管	S G P
J I S G 3 4 5 4	圧力配管用炭素鋼鋼管	S T P G
J I S G 3 4 5 5	高圧配管用炭素鋼鋼管	S T S
J I S G 3 4 5 6	高温配管用炭素鋼鋼管	S T P T
J I S G 3 4 5 7	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	S T P Y
J I S G 3 4 5 8	配管用合金鋼鋼管	S T P A
J I S G 3 4 5 9	配管用ステンレス鋼鋼管	S U S-T P
J I S G 3 4 6 0	低温配管用鋼管	S T P L
J I S G 4 3 0 4	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	S U S-HP、 S U S-HS
J I S G 4 3 0 5	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	S U S-CP、 S U S-CS
J I S G 4 3 1 2	耐熱鋼板及び鋼帯	S U H-HP、 S U H-CP、 S U H-HS、 S U H-CS、 S U S-HR
J I S H 3 3 0 0	銅及び銅合金継目無管	C-T、C-TS
J I S H 3 3 2 0	銅及び銅合金溶接管	C-TW、C-TWS
J I S H 4 0 8 0	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管	A-TE、A-TES、 A-TD、A-TDS
J I S H 4 0 9 0	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A-TW、A-TWS
J I S H 4 6 3 0	チタン及びチタン合金継目無管	T T P、T A T P
J P I-7 S-1 4	石油工業配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	P S W
A P I 5 L	L I N E P I P E	5 L
A P I 5 L X	H I G H T E S T L I N E P I P E	5 L X

注1 J P I は日本石油学会の規格

注2 A P I は米国石油学会の規格

イ 金属製以外の場合は、次に掲げるいずれかの基準に適合するものであること。

(ア) 「危険物配管を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について」(平成10年3月11日付け消防危第23号)に適合する強化プラスチック製配管

(イ) 危険物保安技術協会の性能評価を受けた合成樹脂製配管

(4) 「火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所」とは、ふたを鋼製、コンクリート製とした地下ピットが該当する。

(5) 「外面の腐食を防止するための措置」とは、次によること。

ア 地上に設置する配管の腐食を防止するための措置は、さび止め塗装によること。

ただし、銅管、ステンレス鋼管、亜鉛メッキ鋼管等の腐食するおそれがないものは、さび止め塗装を要しない。

イ 地下に設置する配管の腐食を防止するための措置は、危告示第3条から第4条までに規定する塗覆装又はコーティング方法によること。

ただし、強化プラスチック製配管、合成樹脂製配管等の腐食するおそれがないものは、塗覆装又はコーティングを要しないものであること。

なお、容易に点検できるピット内(ピット内に流入する土砂、水等により腐食するおそれのあるものを除く。)の配管又は配管を建築物内等の地下に設置する場合で、埋設されるおそれがなく、かつ、容易に点検できるものについては、アによることができる。

(6) 「接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置」とは、当該部分を有蓋のコンクリートの箱(点検ボックス)に収納する等の措置をいう。

(7) 「上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護する」とは、地盤面にかかる重量に応じて配管の外面と地盤面との距離を保有する、コンクリートスラブの中に敷設する等の措置がある。

第4 屋外の基準

1 条例第50条

本条は、少量危険物を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準について規定したものである。

なお、少量危険物貯蔵取扱所が建築物の屋上にある場合については、屋外として取扱い、本条の規定を適用すること。

2 条例第50条第1項

少量危険物を屋外で架台を用いて貯蔵する場合は、架台上の容器の頂部までの高さを6m以下とすることができることを規定したものである。

3 条例第50条第2項第1号

(1) 「空地」の取扱いについては、次によること。

ア 地盤は、平坦(流出防止措置部分を除く。)であり、かつ、軟弱でないものとするよう指導すること。

イ 少量危険物貯蔵取扱所が火災となった場合、他への延焼を防止し、かつ、消防活動に使用するための空地であり、少量危険物貯蔵取扱所の一部として規制されるものであること。

ウ 容器において危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の境界は、排水溝、柵、地盤面に塗料等で線を引く等により当該貯蔵取扱場所の範囲を明確にすること。

エ 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクは、当該タンクの側板を起点として必要な幅を保有すること。

なお、危険物を取り扱う設備、装置等（危険物を取り扱う配管その他これに準ずる工作物を除く。）は、当該設備等を水平投影した外側を起点として必要な幅を保有すること。

オ 容器により危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、ウの境界を起点として必要な幅を保有すること。

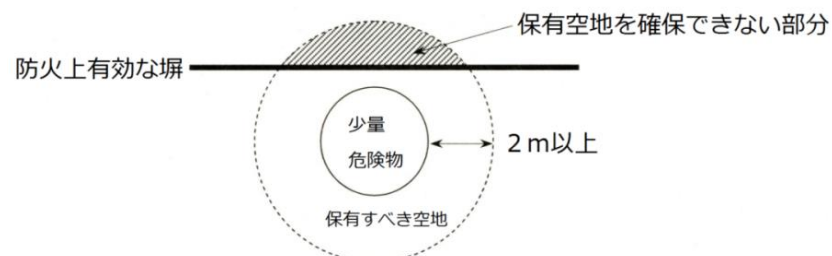
カ 空地の上空の部分についても、物件等が介在しないものであること。ただし、火災予防上支障がない場合には、この限りではない。

キ 「空地を保有」とは、少量危険物貯蔵取扱所の所有者、管理者又は占有者がその所有権、地上権又は借地権等を有していることをいう。

ク 設置場所が海、河川に面する等、外部の立地条件が防火上安全であって、公共危険がきわめて少ない場合には、条例第62条の規定により特例を適用し、空地の幅を減ずることができる。

(2) 「防火上有効な塀」は、条例規則第21条の規定によるほか、次によること。

ア 「施設全体を遮へいする幅及び高さ」とは、幅は、空地を保有できない部分を遮へいする範囲以上とし、高さは、1.5 m以上（少量危険物貯蔵取扱所の高さが1.5 mを超える場合は、当該施設の高さ以上）とすること。（第4-1図参照）

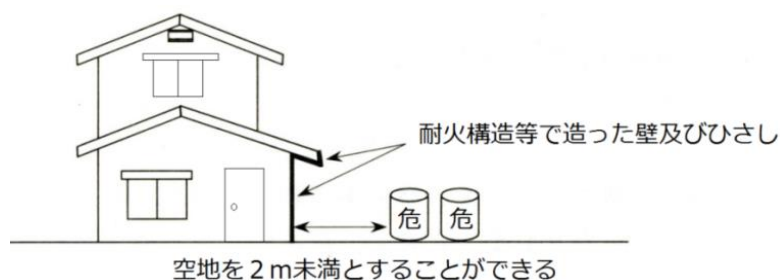


第4-1図

イ 構造は、風圧力及び地震により容易に破壊、破損等しないものとする。

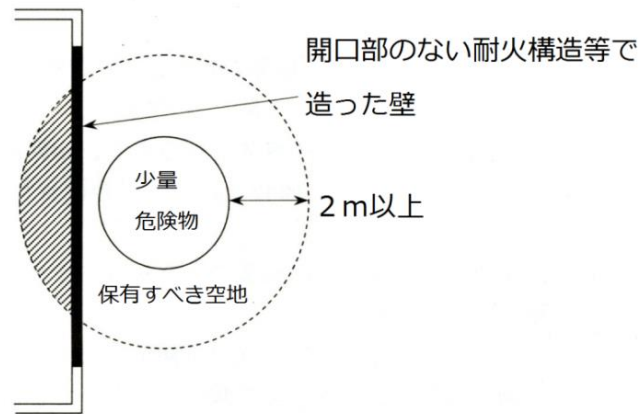
(3) 「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」は、次によること。

ア 壁の高さは地盤面から少量危険物貯蔵取扱所が面する階までの高さとし、ひさし部分は当該壁と同等以上の防火性能を有しているものであること。（第4-2図参照）



第4-2図

イ 幅は、空地を保有できない部分を遮へいできる範囲以上とすること。（第4-3図参照）



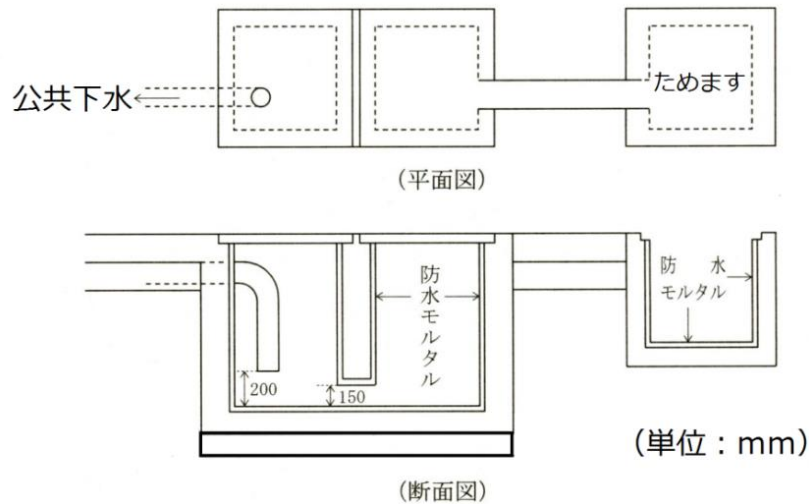
第4-3図

4 条例第50条第2項第2号

- (1) 「囲い」とは、高さ0.15m以上の不燃性のもので造られた防油堤等を設ける等の措置をいう。
- (2) 「危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」には、次の措置がある。
 - ア 危険物を取り扱う設備の直下の地盤面の周囲に、危険物の流出防止に有効な溝等を設ける措置
 - イ 危険物を取り扱う設備の架台等に、危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置
 - ウ パッケージの形態で危険物の流出防止に効果があると認められる措置
- (3) (2)イ又はウの場合において、危険物を取り扱う設備がキュービクル等で、囲い等に雨水が入らない構造のものは、危険物が漏れても囲いを超えて危険物が流出するおそれはないことから、条例第62条の規定により特例を適用し、「適当な傾斜及びためます又は油分離装置」を設けないことができる。
- (4) 「適当な傾斜」とは、漏れた危険物が円滑にためます又は油分離装置に流入する程度の勾配をいう。
- (5) 「ためます又は油分離装置」については、次の例がある。
 - ア ためますのみの場合

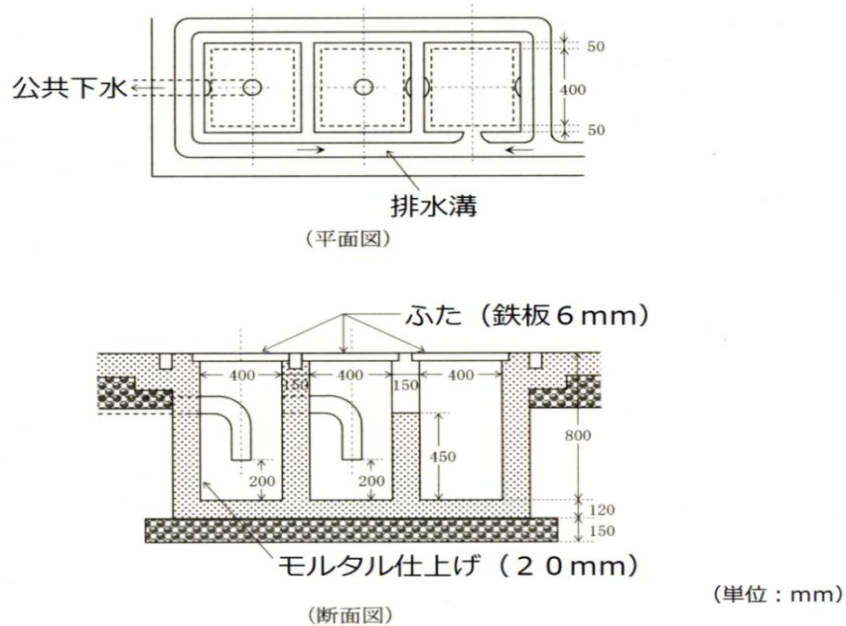
ためますの大きさは、貯蔵し、又は取り扱う危険物の量に応じるものとし、縦、横及び深さがそれぞれおおむね30cm以上であるか、又はこの容量以上で維持管理に支障のない形状であること。
 - イ 油分離装置のみの場合

油分離装置の容量は、貯蔵し、又は取り扱う危険物の量によって定まり、その槽数は、通常3ないし4程度とすること。
 - ウ ためますと油分離装置が別々の場合は、第4-4図によること。



第4-4図

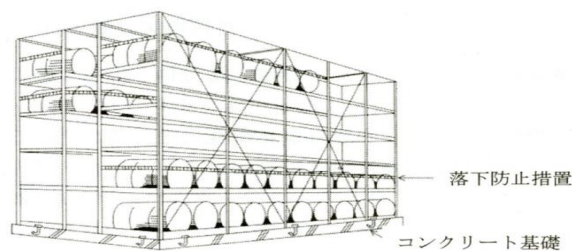
エ ためますを含めた油分離装置の場合は、第4-5図によること。



第4-5図

5 条例第50条第2項第3号

架台は、架台の自重及び危険物容器等の荷重に対して十分な強度を有するとともに、地震等の振動によって危険物を収納した容器が落下し、破損することで危険物が流出することを防止するため、不燃材料で造るとともに、堅固に固定することとしている。(第4-6図参照)



第4-6図

第5 屋内の基準

1 条例第51条

本条は、少量危険物を屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合の位置、構造及び設備の技術上の基準を規定したものである。

2 条例第51条第1号

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物（室）の壁、柱、床及び天井（天井がない場合は、はり及び屋根）は、不燃材料で造られているか、又は覆われていることを規定しており、壁等が木造の場合は、室の内部を不燃材料で被覆する必要がある。

3 条例第51条第2号

危険物を貯蔵し、又は取り扱う室の開口部について規定したもので、当該開口部には、防火戸を設けることとされている。

なお、室の内部に間仕切り壁を設け、当該壁に開口部を設ける場合には、本号に規定する防火戸とする必要はない。

また、開口部にガラスを用いる場合は、防火上及び発災時におけるガラスの飛散防止の観点から網入りガラスを用いるよう指導すること。

4 条例第51条第3号

(1) 「危険物が浸透しない構造」とは、コンクリート、金属板等で造られたものをいう。

(2) 「適当な傾斜」は、第4中4(4)の例によること。

(3) 「ためます」は、第4中4(5)の例によること。

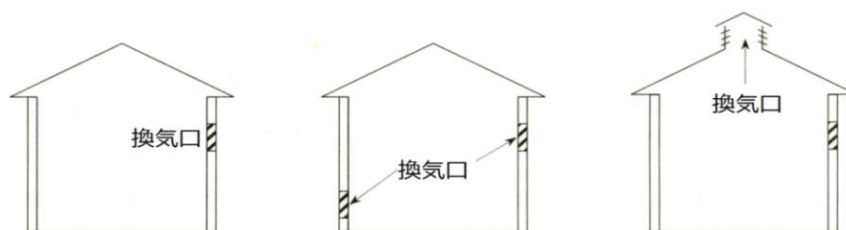
5 条例第51条第4号

第4中5の例によること。

6 条例第51条第5号

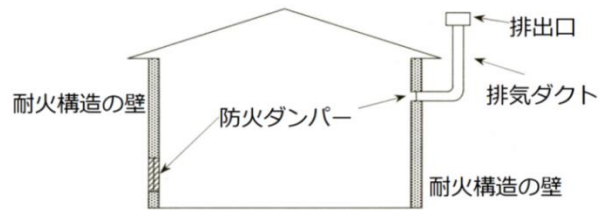
(1) 十分な照度が確保できる場合は、採光、照明設備のいずれでもよいが、夜間の取扱い作業が行われる場合は、照明設備を設置すること。

(2) 「換気の設備」は、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所における室内の空気を有効に換気し、温度、湿度を適正に保つことを目的としており、自然換気設備（給気口と排気口により構成されるもの等（第5－1図参照）、強制換気設備（給気口と回転式又は固定式のベンチレーターにより構成されるもの等）又は自動強制換気設備（給気口と自動強制排風機により構成されるもの等）がある。



第5－1図

また、耐火構造としなければならない壁及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と他の部分を区画する不燃材料で造った壁に設置する換気口には、温度ヒューズ付きの防火ダンパーを設けること。（第5－2図参照）



第5-2図

7 条例第51条第6号

可燃性蒸気、可燃性微粉の発生が著しい場合は、小さな火源でも着火し、場合によっては爆発を生じることもあるので、これらを屋外の高所に排出するための設備を設けることを規定したものである。

(1) 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」とは、次の場合をいう。

ア 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

イ 引火点が40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合

ウ マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及び小麦粉、でん粉その他の可燃性粉じんで、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがあるものを取り扱う場合

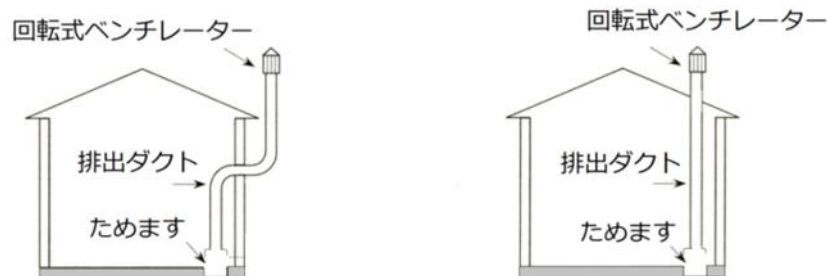
(2) 「蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備」とは、次によること。

ア 強制排出設備（回転式ベンチレーター、排出ダクト、フード等により構成されるものをいう。（第5-3図参照））又は自動強制排出設備（自動強制排風機、排出ダクト、フード等により構成されるものをいう。（第5-4図参照））により、危険物の種類、貯蔵取扱形態及び貯蔵し、又は取り扱う場所に応じてその目的が十分達せられるものを設ける必要がある。

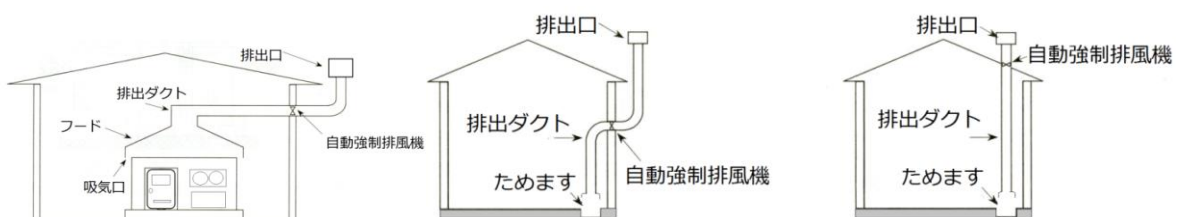
当該設備の排出ダクトの下端は、ためますの上部で地盤面又は床面からおおむね0.2m～0.3mの間隔を保つように設けること。

また、当該設備の排出口は、地上2m以上の高さであり、かつ、建築物の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から1m以上離れている場所に設けること。

この場合、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備を併設しないことができる。（第5-3図及び第5-4図参照）



第5-3図



第5-4図

イ 耐火構造としなければならない壁及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と他の部分とを区画する不燃材料で造った壁を排出ダクトが貫通する場合には、当該貫通部分に温度ヒューズ付きの防火ダンパーを設けること。

ただし、当該ダクトが1.5mm以上の厚さの鋼板で造られ、かつ、防火上支障のない場合には、防火ダンパーを設けないことができる。

第6 タンクの基準

1 条例第52条第1項

本項は、少量危険物をタンクに収納する場合、タンクには液体危険物の体膨張、地震等による動揺による漏えい等を考慮して、空間容積をとる必要があるため、タンクの容量を超えて危険物を収納してはならないことを規定したものである。

なお、タンクの容量とは、当該タンクの内容積の90%の量をいうものであるが、次のいずれかに該当するタンクについては、当該タンクの内容積の90%から95%までの量として差し支えない。

- (1) 厚さ3.2mm以上の鋼板（JIS G 3101に規定される一般構造用圧延鋼材のうちSS400をいう。以下2、第7中5及び第8中7において同じ。）
- (2) (1)と同等以上の機械的性質を有する材料で造られたもの

2 条例第52条第2項第1号

タンクを作成する場合の材料及び水張試験又は水圧試験について規定している。

少量危険物のタンクは、タンクの容量に応じて鋼板で造る場合の最小板厚が規定されており、鋼板以外の材料で造る場合は、この最小板厚と同等以上の機械的性質を有する金属材料（ステンレス鋼又はアルミニウム等）で気密に造らなければならない。

「同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次式により算出された数値以上でなければならない。

$$t = \frac{400}{\sigma} \times t_0$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）
σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm²）
t₀：SS400を使用する場合の板厚（mm）

また、圧力タンク（本条では、最大常用圧力が正圧又は負圧で5kPaを超えるタンクをいう。）以外のタンクは水張試験を、圧力タンクについては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において漏れ又は変形しないものであることとしている。

なお、本条の規定は製造所等の完成検査前検査と異なり、設置者等の自主検査で支障がないものである。

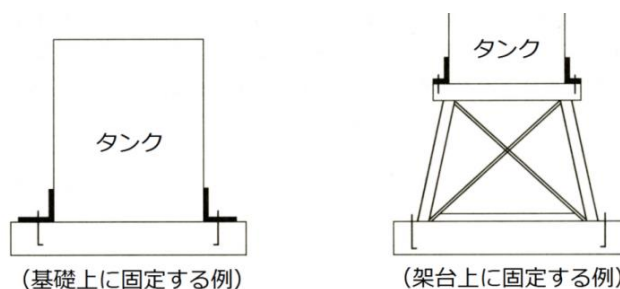
また、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクについては、タンク容量に応じた板厚の規定、水張試験等の規定については適用しない。

3 条例第52条第2項第2号

「地震等により容易に転倒又は落下しないように設ける」とは、次によること。

- (1) タンクの基礎は鉄筋コンクリート等で堅固に造ること。
- (2) タンクを架台に設ける場合は、架台は、不燃材料で造り、タンクが満油状態のときの荷重を十分支えることができ、かつ、地震等の振動に十分耐えることができる構造であること。

(3) タンクは、アンカーボルト等で堅固に固定すること。(第6-1図参照)



第6-1図

4 条例第52条第2項第3号

「さび止めのための措置」とは、防錆ペイント等による塗装やコーティング等の方法をいう。

5 条例第52条第2項第4号

(1) 「有効な安全装置」は、条例規則第20条の規定によるほか、タンク本体又はタンクに直結する配管に取り付けるものとし、その取付位置は、点検が容易であり、かつ、作動した場合に気体のみ噴出し、内容物を吹き出さない位置とすること。

(2) 「有効な通気管」とは、条例規則第22条の規定によるほか、次によること。

ア 先端は、屋外の高所に設置すること。

ただし、屋内のタンクのうち、引火点が 100°C 以上の第4類の危険物を 100°C 未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける場合は、先端を当該タンク上部又はタンク室内に設けることができる。

イ 先端構造は、雨水の浸入を防ぐものとするため、先端を水平より下に 45 度以上曲げること。

6 条例第52条第2項第5号

「引火を防止するための措置」とは、通気管の先端に 40 メッシュ程度の銅又はステンレスの網を設けるか、又はこれと同等以上の引火防止性能を有する方法によること。

7 条例第52条第2項第6号

「危険物の量を自動的に表示する装置」とは、フロート式液面計、エアーパージ式液面計、電気式計量装置等がある。

ガラス管等を用いるもの(連通管式等)は原則として使用することができないが、硬質ガラス管を使用し、これを金属管で保護し、かつ、ガラス管が破損した場合に自動的に危険物の流出を停止できる装置(ボール入自動停止弁等)を設けた場合は、計量装置として使用することができる。

8 条例第52条第2項第7号

(1) 「火災予防上支障のない場所」とは、次に掲げる場所をいう。

ア 火気使用場所と防火上有効に遮へいされた場所

イ 引火点 40°C 未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの注入口にあつては、当該危険物の蒸気の滞留するおそれのある階段、ドライエリア等を避けた場所

(2) 注入口を危険物製造所等の注入口と併設する場合は、製造所等の注入口と明確に区分できるように、注入口のふた等に「少危」等の文字を表示するよう指導すること。

(3) 注入口に設ける弁又はふたは、金属製で漏れない構造のものとすること。

9 条例第52条第2項第8号

本号は、危険物の漏えい等の事故が発生した場合、配管による危険物の移送を停止するための開

閉弁を設ける旨を規定したものである。

タンク直近に設ける開閉弁は、金属製のものとし、作業員が容易に開閉できる位置に設けられ、かつ、漏れない構造であること。

10 条例第52条第2項第9号

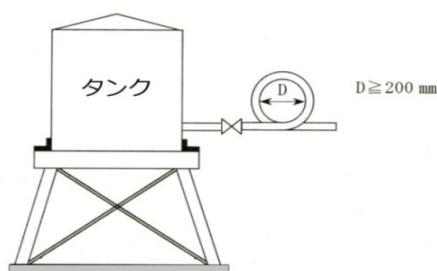
「地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置する」とは、次によること。

- (1) 配管結合部の直近に金属製の可とう管継手を設けること。この場合において、当該継手は耐熱性を有し、かつ、地震等の振動により容易に離脱しないものであること。
- (2) 可とう管継手のうちベローズ形伸縮継手を用いる場合は、第6-1表の左欄に掲げる管の呼び径に応じ、同表の右欄に掲げる長さを有するものであること。

第6-1表

管の呼び (A)	長さ (mm)
25未満	300
25以上50未満	500
50以上	700

- (3) 配管が著しく細く、可とう管継手を設けることができない場合は、当該配管のタンク直近部分を内径200mm以上のループ状の曲り配管とすること。(第6-2図参照)

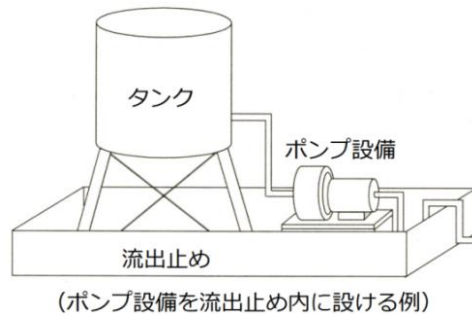


第6-2図

11 条例第52条第2項第10号

本号では、液体の危険物の流出防止を規定しており、次によること。

- (1) 屋外のタンクの周囲に設ける流出どめは、条例規則第23条の規定によるほか、次によること。(第6-3図参照)
 - ア 流出どめは、コンクリート、鋼板、鉄筋コンクリートブロック等で造られた、危険物が浸透しない構造であること。
 - イ 建築物の壁等で危険物の流出を有効に防止できる構造のものは、流出どめに代えることができること。
 - ウ 流出どめ内の地盤面は、危険物の浸透を防ぐためコンクリート、モルタル等で造られた危険物が浸透しない構造であること。
 - エ 流出どめ内には、当該流出どめ内に存するタンクに付随する設備（配管を含む。）以外の設備を設置しないこと。
 - オ ポンプ設備は、原則として流出どめの外に設けるよう指導すること。ただし、流出どめの高さ以上の位置に設ける場合はこの限りではない。



第 6 - 3 図

(2) 屋内のタンクの周囲に設ける流出どめは、条例規則第 2 3 条の規定によるほか、次によること。(第 6 - 3 図参照)

ア 流出どめは、コンクリート、鋼板、鉄筋コンクリートブロック等で造られた、危険物が浸透しない構造であること。

イ タンク室の敷居を高くする等の措置で、危険物の流出を有効に防止できる構造のものは、流出どめに代えることができること。

ウ 流出どめ内の地盤面は、危険物の浸透を防ぐためコンクリート、モルタル等で造られた危険物が浸透しない構造であること。

エ 流出どめ内には、当該流出どめ内に存するタンクに付随する設備（配管を含む。）以外の設備を設置しないこと。

オ ポンプ設備は、原則として流出どめの外に設けるよう指導すること。ただし、流出どめの高さ以上の位置に設ける場合はこの限りではない。

12 条例第 5 2 条第 2 項第 1 1 号

「底板の外面の腐食を防止するための措置」としては、地盤面の表面にアスファルトサンド等を敷設するか、底板の外面にコールタールエナメル等の塗装を施す方法等があるが、単なるさび止め塗装はこれに該当しない。

第 7 地下タンクの基準

1 条例第 5 3 条第 1 項

タンクの容量とは、当該タンクの内容積の 9 0 % の量をいうものであるが、次のいずれかに該当するタンクについては、当該タンクの内容積の 9 0 % から 9 5 % までの量として差し支えない。

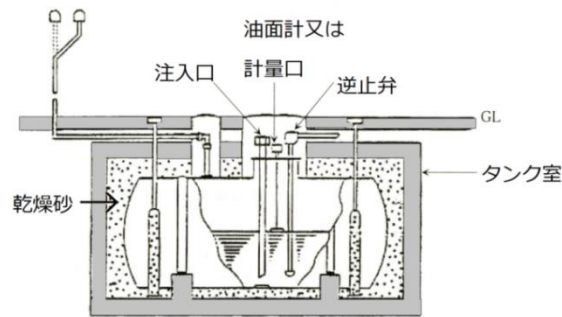
(1) 危政令第 1 3 条第 1 項第 6 号に規定する地下貯蔵タンク

(2) 危政令第 1 3 条第 2 項に規定する二重殻タンク

2 条例第 5 3 条第 2 項第 1 号

タンクの埋設方法について規定したものである。

タンク室に設置する場合は、タンクとタンク室の内側の間に、0. 1 m 以上の間隔を保つものとし、かつ、危険物の蒸気の滞留を防止するための乾燥砂等をタンク室に充てんすること。(第 7 - 1 図参照)



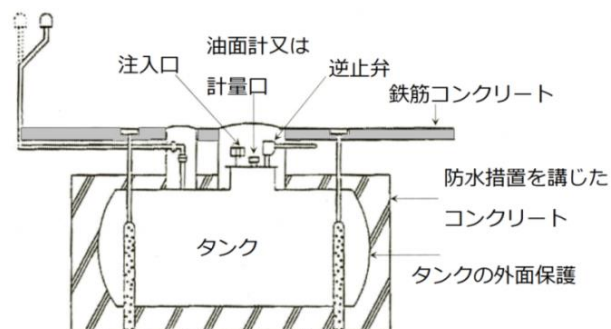
第 7 - 1 図

- (1) 「コンクリート造等のタンク室」の構造は、次によること。
 - ア 側壁及び床は、厚さ 0.2 m 以上のコンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する鉄筋コンクリート造のものであること。
 - イ ふたは、厚さ 0.2 m 以上の鉄筋コンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する不燃材料で造られたものであること。ただし、自動車の荷重がかかるおそれのない等、安全上支障がないと認める場合には、ふたの厚さについてはこの限りではない。
- (2) 「危険物の漏れを防止することができる構造」とは、危規則第 24 条の 2 の 5 に規定する構造をいう。
- (3) 「これらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合」とは、危規則第 23 条の 2 の規定の例によること。
- (4) 「腐食し難い材質で造られている場合」には、危規則第 24 条の 2 の 3 に規定する強化プラスチック製タンクがある。

なお、危政令第 13 条第 2 項第 1 号に規定する二重殻タンクの措置を講じたもの（以下「二重殻タンク」という。）についても、本号のただし書の規定を適用し、タンク室以外の地盤面下に設置できるものとする。
- (5) 二重殻タンク又は危険物の漏れを防止することができる構造を有するタンク以外のタンクをタンク室に設置する場合は、そのタンクの外面を危規則第 23 条の 2 に規定する方法により保護すること。

ただし、強化プラスチック製タンク等の腐食し難い材質で造られたタンクについては、この限りでない。

なお、強化プラスチック製二重殻タンクの設置方法については、「強化プラスチック製二重殻タンクにかかる規定の運用について」（平成 7 年 3 月 28 日消防危第 28 号）の基準に適合すること。
- (6) 危険物の漏れを防止することができる構造を有するタンクを設置する場合は、危政令第 13 条第 3 項に規定する地下貯蔵タンクの例により設置すること。（第 7 - 2 図参照）



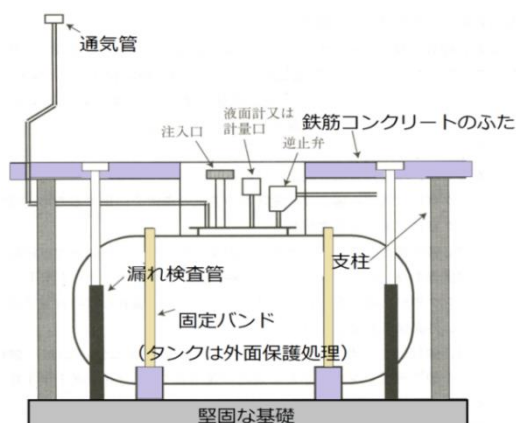
第 7 - 2 図

(7) 二重殻タンクを設置する場合は、危政令第 13 条第 2 項に規定する地下貯蔵タンクの例により設置すること。

3 条例第 53 条第 2 項第 2 号

「タンクに直接荷重がかからないようにふたを設ける」とは、次によること。

- (1) ふたの構造は、2 (1) イの例によること。
- (2) 鉄筋コンクリート造の支柱又は鉄筋コンクリート管を使用した支柱等により、ふたを支える等の方法とすること。(第 7 - 3 図参照)
- (3) タンクのマンホール (ふたを含む。以下同じ。) は、タンク本体 (胴) と同等以上の強度を有するものとする。

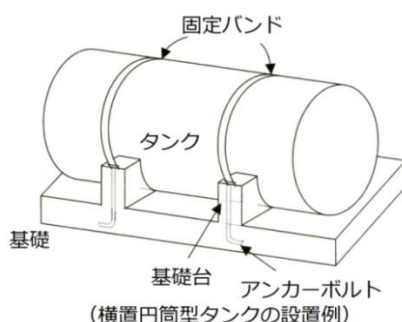


第 7 - 3 図

4 条例第 53 条第 2 項第 3 号

「堅固な基礎の上に固定」とは、次によること。

- (1) 基礎は、厚さ 0.2 m 以上のコンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する鉄筋コンクリート造のものであること。
- (2) 固定する方法は、タンクを直接基礎に固定するものではなく、締め付けバンド及びアンカーボルト等により固定するものとする。この場合、締め付けバンド及びアンカーボルト等には、さび止め塗装をすること。(第 7 - 4 図参照)



第 7 - 4 図

5 条例第 53 条第 2 項第 4 号

本号は、タンクの材質及び水圧試験について規定したものである。タンクの材質等は次によること。

- (1) 鋼板以外の材料で造る場合は次によること。

ア 「同等以上の強度を有する金属板」とは、次式により算出された数値以上の厚さを有する金

属板とする。

$$t = \frac{400}{\sigma} \times 3.2$$

t = 使用する金属板の厚さ (mm)

σ = 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

イ 「同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチック」とは、危規則第24条の2の3の規定の例によること。なお、危険物保安技術協会の認定品は、同等以上の性能を有するものとして取り扱って差し支えない。

(2) 「圧力タンク」とは、最大常用圧力が正圧又は負圧で46.7 kPa以上のものをいう。

6 条例第53条第2項第5号

(1) 「自動的に表示する装置」については、第6中7の例によること。

(2) 「損傷を防止するための措置」とは、タンク底板の計量棒が当たる部分に、タンク本体と同じ材質及び板厚のあて板を溶接する方法をいう。

7 条例第53条第2項第6号

タンクと配管との接合や配管の折損等による危険物の漏れを防止するために、配管はタンクの頂部に取り付けることを規定したものである。

したがって、ドレンパイプなどもタンクの底部に取り付けることはできない。

8 条例第53条第2項第7号

(1) 「危険物の漏れを検知する設備」とは、条例規則第24条に規定する漏えい検査管のほか、次のものが該当する。

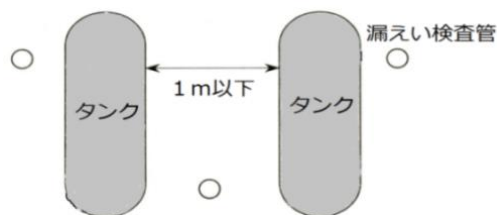
ア 二重殻タンクに設置される危険物の漏れを常時検知するための設備又は危険物の漏れを検知するための設備

イ 危規則第62条の5の2第1項第1号ロに規定する危険物の微少な漏れを検知する措置のうち、貯蔵量の変化を常時監視する設備

(2) 漏えい検査管は、タンク又はタンクに接続する配管からの危険物の漏えいの有無を調べるため、地下水位の位置等を考慮して、適切な位置に2箇所以上設けることを規定したもので、その材質、構造等は、条例規則第24条の規定によるほか、次によること。

ア 構造は、地下水位の高い場所に設ける場合は、小孔を地下水位上部まで設けるよう指導すること。

イ 2以上の地下タンクを1m以下に接近し隣接して設ける場合は、漏えい検査管を共有できること。(第7-5図参照)



第7-5図

第8 移動タンクの基準

1 条例54条第1項

本項は、移動タンク（車両に固定されたタンクで、ミニローリーと呼ばれるもの）で少量危険物

を貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準について規定したものである。

2 条例第54条第1項第1号

(1) 注入ホースは、次によること。

ア 材質は、取り扱う危険物によって劣化するおそれのないものであること。

イ 長さは、必要以上に長くないものであること。

ウ 危険物の取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有するものであること。

(2) 「他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結する」とは、注入ホースに備えた他のタンクの注入口と緊結できる結合金具によってすることをいい、その結合金具は次によること。

ア 危険物の取扱い中に危険物が漏れるおそれがないねじ式結合金具、突合せ固定式結合金具等であること。

イ 危険物の取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有するものであること。

(3) 注入ノズルを設ける場合は、危険物の取扱いに際し、手動開閉装置の作動が確実であり、かつ、危険物が漏れるおそれのない構造であること。

3 条例第54条第1項第2号

(1) 移動タンクからの容器への詰替え

移動タンクから液体の危険物を容器に詰め替えることを禁止するものである。

ただし、灯油等の引火点が40℃以上の第4類の危険物を容器に詰め替えるときは、火災危険性が比較的小さいことから認めることとしている。

また、「安全な注油に支障がない範囲の注油速度」とは、灯油の場合は毎分60L以下、軽油の場合は毎分180L以下の速度をいう。

なお、危険物を容器に詰め替える場合は、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により行うこと。この場合、注入ノズルの部分に満量停止制御装置（オートストップ装置）が設けられているとともに、詰め替えのための容器の据付箇所に危険物の漏れ、拡散を防止するための受け皿を設ける等の安全対策を講じるよう指導すること。

(2) 移動タンクから自動車等への直接給油

移動タンクから自動車等の燃料タンクに直接危険物を給油する行為は、引火点が40℃以上の第4類の危険物を給油する場合に限り認められる。この場合、給油ノズル及び給油速度については、(1)の例によること。

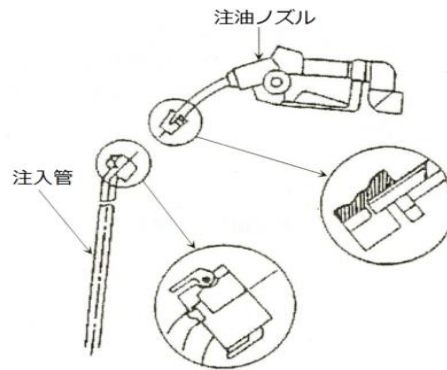
4 条例第54条第1項第3号

(1) 「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」には、第4類の特殊引火物、第1石油類及び第2石油類が該当する。

(2) 「有効に接地する」とは、良導体の導線を用い、ビニール等の絶縁材料で被覆し、先端に接地電極と緊結することができるクリップ等を取り付けたもので接地する方法をいう。

5 条例第54条第1項第4号

本号は、静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を移動タンクの上部から注入する場合は、注入管を用いることとし、液体の危険物をかくはんすることにより発生する、静電気及び危険物のミストの発生を抑えることで事故防止を図るために、注入管の先端をタンク底部に着けて注入することを規定したものである。（第8－1図参照）



第8－1図

6 条例第54条第2項第1号

「火災予防上安全な場所」とは、移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能であって、火気を使用する設備が付近に設けられていない屋外又は屋内の場所をいう。

7 条例第54条第2項第2号

本号は、タンクの材質及び水圧試験について規定したものである。タンクの材質等は次によること。

(1) 鋼板以外の材料で造る場合は次によること。

「これと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。

ただし、最小板厚は2.8mm以上とすること。

なお、第8－1表に掲げるもの以外の材料を使用する場合には、引張強さ、伸び等を鋼材検査証明書等により確認すること。

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t＝使用する金属板の厚さ（mm）

σ＝使用する金属板の引張強さ（N/mm²）

A＝使用する金属板の伸び（％）

第8－1表

材質名	J I S 記号	引張強さ (N/mm ²)	伸び (%)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
ステンレス鋼板	S U S 3 0 4	5 2 0	4 0	2. 3 7	2. 8
	S U S 3 0 4 L	4 8 0	4 0	2. 4 3	2. 8
	S U S 3 1 6	5 2 0	4 0	2. 3 7	2. 8
	S U S 3 1 6 L	4 8 0	4 0	2. 4 3	2. 8
アルミニウム合金板	A 5 0 5 2 P－H 3 4	2 3 5	7	5. 5 1	5. 6
	A 5 0 8 3 P－H 3 2	3 0 5	1 2	4. 2 3	4. 3
	A 5 0 8 3 P－0	2 7 5	1 6	3. 9 7	4. 0

	A 5 0 8 3 P - H 1 1 2	2 8 5	1 1	4 . 4 5	4 . 5
	A 5 0 5 2 P - 0	1 7 5	2 0	4 . 2 9	4 . 3
アルミニウム板	A 1 0 8 0 P - H 2 4	8 5	6	8 . 1 4	8 . 2
溶接構造用圧延鋼材	S M 4 9 0 A	4 9 0	2 2	2 . 9 5	3 . 0
	S M 4 9 0 B	4 9 0	2 2	2 . 9 5	3 . 0
高耐候性圧延鋼材	S P A - H	4 8 0	2 2	2 . 9 7	3 . 0

(2) 「圧力タンク」については、第7中5(2)の例によること。

また、地下タンクと同様に圧力検査を行い、漏れ又は変形があつてはならない。

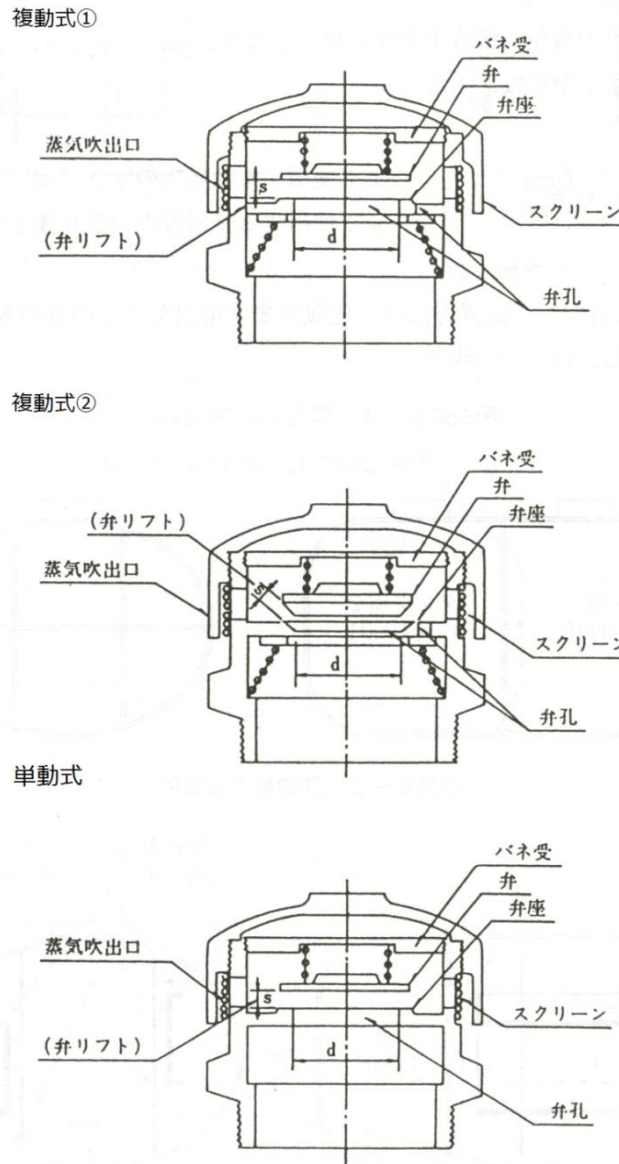
8 条例第54条第2項第3号

本号は、タンクと車両との固定方法について規定したもので、Uボルトの他に緊結金具を用いる方法又は溶接による方法があるが、ロープ等で固定する方法は認められない。

「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあつてはメインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいうものであること。

9 条例第54条第2項第4号

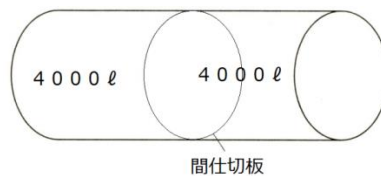
「安全装置」は、直射日光等による温度上昇に伴うタンクの内圧の上昇防止又は危険物の吐出作業時における大気圧との均衡保持等のため、タンク頂部に各槽ごとに設けるもので、その機能保持について十分留意すべきである。(第8-2図参照)



第8-2図

10 条例第54条第2項第5号

- (1) 移動タンクの事故による被害を最小限にとどめるため、4,000L以下ごとに間仕切りを設けなければならないことを規定したものである。(第8-3図参照)

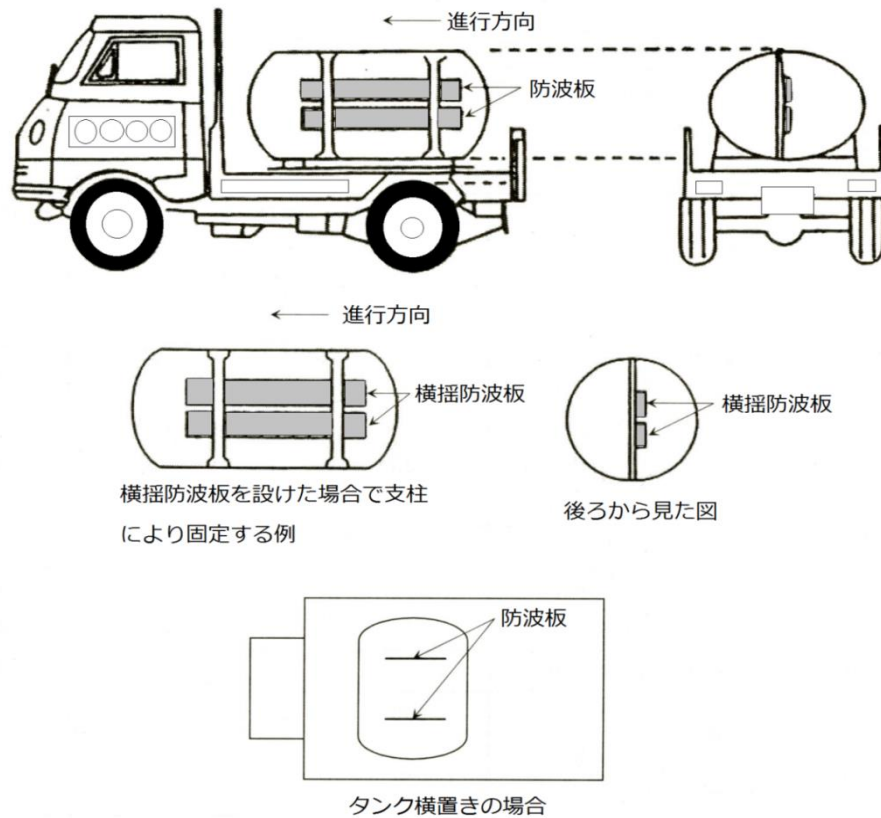


第8-3図

- (2) 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」は、7(1)の例によること。

11 条例第54条第2項第6号

- (1) 「防波板」の設置方法は、危規則第24条の2の9の規定によるよう指導すること。(第8-4図参照)



第8－4図

- (2) ここでいう「鋼板」とは、J I S G 3 1 3 1に規定される熱間圧延鋼板のうちS P H Cをいう（以下1 3において同じ）。
- (3) 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板をいう。（第8－2表参照）

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm²）

第8－2表

材質名	J I S 記号	引張強さ (N/mm ²)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	S P C C	2 7 0	1 . 6 0	1 . 6
ステンレス鋼板	S U S 3 0 4	5 2 0	1 . 1 6	1 . 2
	S U S 3 0 4 L	4 8 0	1 . 2 0	1 . 2
	S U S 3 1 6	5 2 0	1 . 1 6	1 . 2
	S U S 3 1 6 L	4 8 0	1 . 2 0	1 . 2
アルミニウム合金版	A 5 0 5 2 P - H 3 4	2 3 5	1 . 7 2	1 . 8
	A 5 0 8 3 P - H 3 2	3 1 5	1 . 4 9	1 . 5
	A 5 0 5 2 P - H 2 4	2 3 5	1 . 7 2	1 . 8
	A 6 N 0 1 S - T 5	2 4 5	1 . 6 8	1 . 7
アルミニウム板	A 1 0 8 0 P - H 2 4	8 5	2 . 8 6	2 . 9

12 条例第54条第2項第7号

「これと同等以上の機械的性質を有する材料」は、7(1)の例によること。

13 条例第54条第2項第8号

マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がタンクの上部に設置されている場合、タンクの転倒等により当該附属装置の損傷を防止するため防護枠の設置について規定したものであり、次によること。

(1) 防護枠の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の附属装置の高さ以上であること。

(2) 防護枠は、厚さ2.3mm以上の鋼板又は次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板で造ること。(第8-3表参照)

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 2.3$$

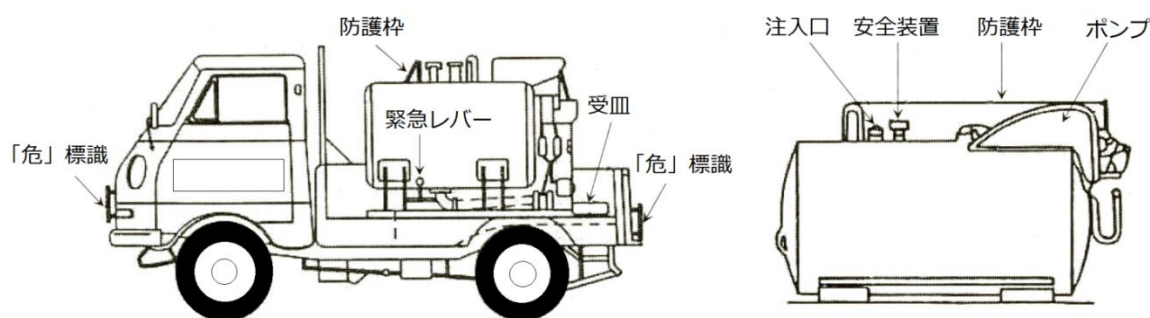
t = 使用する金属板の厚さ (mm)

σ = 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

第8-3表

材質名	J I S 記号	引張強さ (N/mm ²)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	S P C C	2 7 0	2. 3 0	2. 3
ステンレス鋼板	S U S 3 0 4	5 2 0	1. 6 6	1. 7
	S U S 3 0 4 L	4 8 0	1. 7 3	1. 8
	S U S 3 1 6	5 2 0	1. 6 6	1. 7
	S U S 3 1 6 L	4 8 0	1. 7 3	1. 8
アルミニウム合金板	A 5 0 5 2 P - H 3 4	2 3 5	2. 4 7	2. 5
	A 5 0 8 3 P - H 3 2	3 1 5	2. 1 3	2. 2
	A 5 0 5 2 P - H 2 4	2 3 5	2. 2 8	2. 3
	A 6 N 0 1 S - T 5	2 4 5	2. 6 4	2. 7
アルミニウム板	A 1 0 8 0 P - H 2 4	8 5	4. 1 0	4. 1

(3) 防護枠は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状であること。(第8-5図参照)



第8-5図

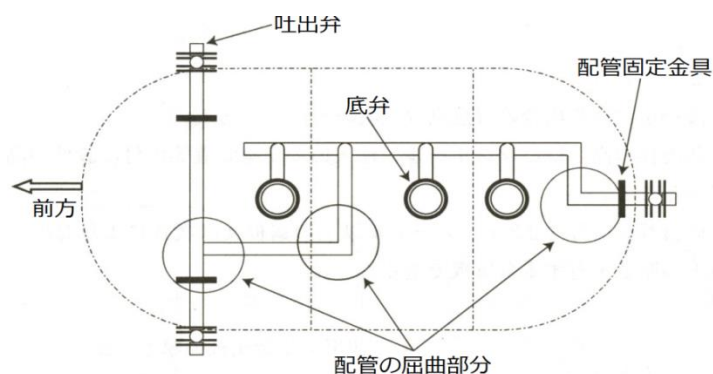
14 条例第54条第2項第9号

タンクの下部に排出口を設ける場合は、緊急時に危険物の吐出を容易に閉鎖することのできる弁等を設けるよう規定したものである。

- (1) 「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」とは、通常レバー操作によるものがあるが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖の操作ができるものとする。

また、当該装置である旨の表示及び操作方法を容易に識別できる大きさ及び色で表示すること。

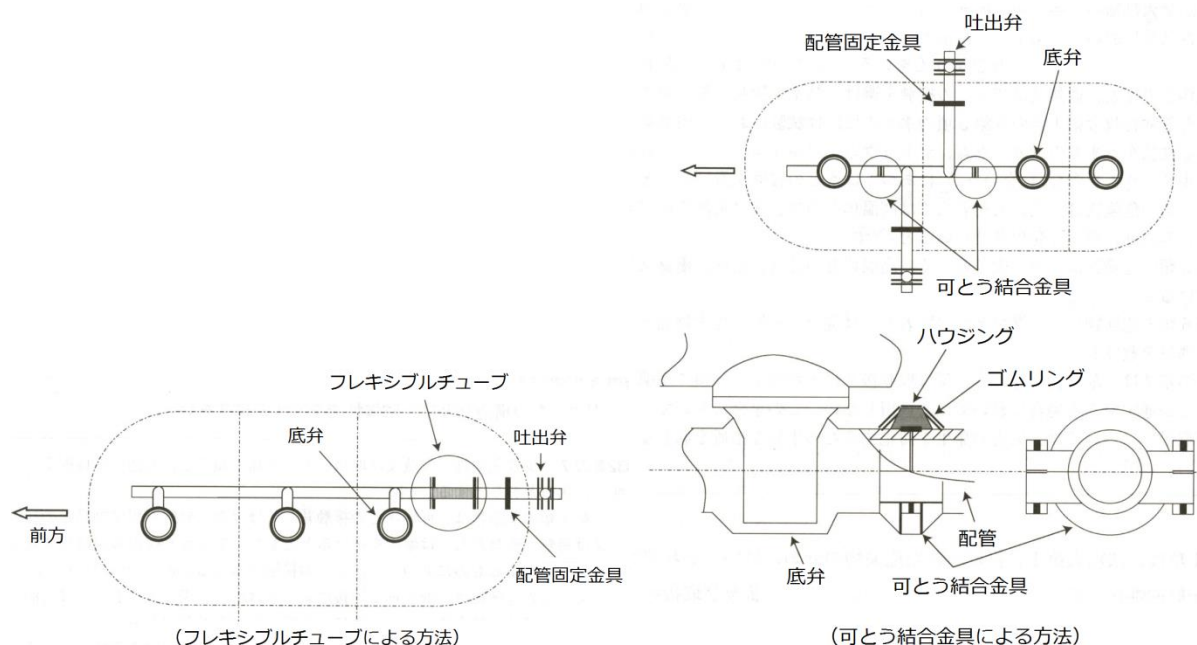
- (2) 「外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置」としては、次の方法がある。
- ア 底弁に直接衝撃が加わらないように、底弁と吐出口の間の配管の一部に屈曲部を設ける方法（第 8－6 図参照）



第 8－6 図

- イ 底弁に直接衝撃が加わらないように、吐出口と底弁の間のすべての配管の途中で緩衝用継手を設ける方法

なお、緩衝用継手には、フレキシブルチューブによる方法と可とう結合金具による方法等がある。（第 8－7 図参照）



第 8－7 図

15 条例第 5 4 条第 2 項第 1 0 号

万が一、移動タンクの底弁等が損傷した場合であっても、危険物が配管を通じて漏えいすることを防止するために規定したものである。

16 条例第 5 4 条第 2 項第 1 1 号

- (1) 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」とは、引火点が 4 0℃未満の危険物を貯蔵し、

又は取り扱う移動タンクのタンク室内、防護枠に囲まれた部分やポンプユニット等の遮へいされた部分等をいう。

(2) 「引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいう。

第9 類ごとの共通基準

1 条例第55条第1項

本項は、法別表第1に掲げられた危険物の分類に従い、それぞれの類に共通する一般的性状、危険性を踏まえて、少量危険物の貯蔵及び取扱いにおける原則的な基準を示したものである。

2 条例第55条第1項第1号

第1類の危険物は、酸化性固体であり、その性質は、一般的には不燃性であるが、他の物質を酸化する酵素を分子構造中に含有しており、加熱、衝撃、摩擦等により分解して酸素を放出するため、周囲の可燃性物質の燃焼を著しく促すことになる。

したがって、その貯蔵及び取扱いに当たっては、分解を起こす条件を与えないように次のことに注意する必要がある。

- (1) 過熱、衝撃及び摩擦を避けること。
- (2) 分解を促進する薬品類との接触を避けること。
- (3) 周囲に可燃物を置かないこと。
- (4) 水と反応して酸素を放出するアルカリ金属の過酸化物及びこれらを含有するものにあつては、水との接触を避けること。

3 条例第55条第1項第2号

第2類の危険物は、比較的低温で着火又は引火しやすい可燃性の固体で、しかも燃焼が早く、有毒のもの、あるいは燃焼の際有毒ガスを発生するものがある。

なお、火災予防上の留意点は、次のとおりである。

- (1) 酸化剤との接触及び混合を避けること。
- (2) 炎、火花及び高温体との接近又は過熱を避けること。
- (3) 鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては、水又は酸との接触を避けること。
- (4) 引火性固体にあつては、みだりに蒸気を発生させないように貯蔵し、又は取り扱うこと。

4 条例第55条第1項第3号

第3類の危険物は、自然発火物質及び禁水性物質の性状を有するものであるが、その危険性は、他の危険物と比較して高いものと評価されており、その指定数量も10kgから300kgと比較的少なめに定められている。

黄りんのように自然発火性のみを有している物品、あるいは、リチウムのように禁水性のみを有している物品もあるが、ほとんどの物品は自然発火性及び禁水性の両方の危険性を有している。

なお、火災予防上の留意点は、次のとおりである。

- (1) 自然発火性物品は、空気との接触を避けること。
- (2) 自然発火性物品は、炎、火花及び高温体との接触又は過熱を避けること。
- (3) 禁水性物品は、水との接触を避けること。
- (4) 保護液中に保存されている物品は、保護液の減少等に注意し、危険物が保護液から露出しないようにすること。

5 条例第55条第1項第4号

第4類の危険物は、引火性液体で、液体の表面から発生する蒸気が空気と混合して、一定の混合比の可燃性混合ガスを形成した場合に、炎や火花等の火源により引火し、火災、爆発に至る。可燃性混合ガスは、液体の温度が当該液体の引火点以上になった場合に形成されるので、引火点が常温以下の第4類の危険物にあつては常に引火危険が存在することになる。

また、第4類の危険物は、一般に電気の不導体で静電気が蓄積されやすく、静電気の放電火花による引火の危険性がある。

なお、火災予防上の留意点は、次のとおりである。

- (1) 炎、火花及び高温体との接近又は過熱を避けること。
- (2) 石油類については、静電気による放電火花について特に留意すること。
- (3) みだりに蒸気を発生させないこと。
- (4) 蒸気が発生するような取扱いをする場合は、蒸気を排出するか、又は十分な通風を行うこと。

6 条例第55条第1項第5号

第5類の危険物は、自己反応性物質で、爆発又は激しい加熱分解による多量の発熱の危険性がある。過熱、衝撃、摩擦又は他の物品との接触により発火し、爆発するものが多く、また、空気中に長時間放置すると分解が進み、やがて自然発火するものがある。

燃焼は、爆発的なものが多く、また、爆発的でなくても激しい燃焼状況を呈するため消火が困難となる場合が多い。

なお、火災予防上の留意点は、次のとおりである。

- (1) 炎、火花及び高温体との接近を避けること。
- (2) 過熱、衝撃及び摩擦を避けること。
- (3) 分解しやすいものは特に室温、湿気、通風に注意すること。

7 条例第55条第1項第6号

第6類の危険物は、酸化性の液体で、不燃性であるが可燃物と混ぜるとこれを酸化し、着火させることがある。

なお、火災予防上の留意点は、次のとおりである。

- (1) 可燃物との接触及び混合を避けること。
- (2) 分解を促す薬品類との接近を避けること。
- (3) 過熱を避けること。

8 条例第55条第2項

前項が、原則的な危険物の貯蔵、取扱いの基準を規定しているのに対し、本項では、危険物の貯蔵、取扱いがこうした原則によることが通常でない場合にあっては、この基準によらないことができる旨を規定している。

しかし、原則規定から外れた貯蔵、取扱いをする場合は、それにより発生する可燃性蒸気、化学反応、発熱等の危険因子に対する換気、冷却等の災害を防止するための十分な措置を講じたうえで行う必要がある。

第10 維持管理

条例第56条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等の設備に係る基準維持の規定である。

これは、少量危険物貯蔵取扱所における事故が設備の維持管理面に起因するものが非常に多いことから規定されているもので、タンクや配管その他の設備を条例第49条から第54条までの技術基準に適合するように、適時点検、補修等を行う必要がある。

この場合、法で定められた点検記録保存等、許可施設と同様の措置をとる必要はないことに留意する。

第11 適用の除外

条例第57条は、動植物油類の適用除外について規定したものである。

動植物油類については、一定の条件のもとで貯蔵されているものは、数量に関わらず危険物から除外され、可燃性液体類とされている。

したがって、当該一定の条件により貯蔵されていない10,000L未満の動植物油類については、貯蔵条件により基準の適用が異なることとならないよう規制の統一を図るため、条例第47条から第56条までの規定の適用除外を定めている。

なお、当該動植物油類については、指定可燃物の規制に合せて条例第59条に貯蔵及び取扱いの基準を定めていることに留意する。

第12 品名又は指定数量を異にする危険物

条例第58条は、品名又は指定数量の異なる2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合に条例第47条から第56条までの規制の対象となる危険物の数量を規定したものである。

1種類の危険物の貯蔵又は取扱数量が指定数量の5分の1未満であっても、貯蔵又は取扱いに係る危険物の種類ごとの数量をそれぞれ指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1以上となる場合は、指定数量の5分の1以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなされ、少量危険物の規定が適用される。

第3章 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

1 指定可燃物の定義

「指定可燃物」とは、条例別表第3の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に掲げる数量以上のものをいい、当該数量未満の物品は該当しない。

2 品目の区分

指定可燃物の品名の区分の取扱いは、条例別表第3備考の規定によるほか、次によること。

(1) 綿花類

ア 「トップ状の繊維」とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。

イ 綿花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれる。

ウ 羽毛は綿花類に該当する。

エ 不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄締めされた羊毛は、綿花類に該当しない。

オ 「難燃性」とは、「45度傾斜バスケット法燃焼試験基準」に適合するものを難燃性を有

するものとして取り扱うこととする。

カ 不燃性又は難燃性の繊維は、次のものが該当する。

(ア) 不燃性のものとしては、ガラス等の無機質の繊維がある。

(イ) 難燃性のものとしては、塩化ビニリデン系の繊維がある。

(2) 木毛及びかんなくず

ア 「木毛」とは、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材に限らず、木綿、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等も該当する。

イ 「かんなくず」とは、手動又は電動かんなを使用し木材の表面加工をした際に出る木くずの一種をいう。製材所などの製材過程に出る廃材、おがくず及び木端は該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。

(3) ぼろ及び紙くず

「ぼろ及び紙くず」とは、繊維製品並びに紙及び紙製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣服等が該当する。

(4) 糸類

「糸類」とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当する。また、不燃性又は難燃性でない「毛糸」は、糸類に該当する。

(5) わら類

ア 「わら類」には、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。

イ 「乾燥藁」（かんそうい）とは、いぐさを乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等がこれに含まれる。

ウ こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類には該当しない。

(6) 再生資源燃料

ア 再生資源燃料に該当する代表的なものとして次のものがある。

なお、製造されたものが燃料用途以外に使用される場合でも再生資源燃料に該当するが、廃棄処理の工程として単に塊状とただけのものは除かれる。

(ア) RDF (R e f u s e D e r i v e d F u e l)

家庭から出される塵芥ゴミ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として、成形、固化することにより製造されたもの

(イ) RPF (R e f u s e P a p e r a n d P l a s t i c F u e l)

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として、成形、固化することにより製造されたもの

(ウ) 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合もある。）とし、添加剤等を加えて製造されたもの

イ 合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合や木材加工品又は木くずを成形して燃料とする場合は、すでに指定されている指定可燃物としての火災危険性に変化が生じないことから、再生資源燃料には該当しない。ただし、木くずや汚泥に添加剤を加えて加工するなど、物品が持つ本来の性状が変化する場合には、再生資源燃料に該当する。

(7) 可燃性固体類

「可燃性固体類」とは、平成元年改正前の準危険物第4類第2種引火物等で、条例別表第3備考(6)にある一定の要件(引火点、燃焼熱量、融点等)に該当するものである。その性質としては、危険物第2類引火性固体に分類変更となった平成元年改正前の準危険物第4類第1種引火物等よりは引火しにくい、加熱により溶融したものは危険物と同等に火災危険性が大きく、また、燃焼熱量が大きい火災の際に消火困難となる。これらには、例えば、クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が含まれる。

(8) 石炭・木炭類

ア 「石炭」とは、無煙炭、瀝青炭、褐炭、亜炭、泥炭をいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当する。

イ 「練炭」とは、粉状の石炭、木炭を混合して成形した燃料で、豆炭やたどんもこれに該当する。

ウ 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末(カーボンブラック)は石炭・木炭類に該当しない。

(9) 可燃性液体類

「可燃性液体類」とは、第4類第2石油類の除外物品(可燃性液体量が40%以下で、引火点が40℃以上、燃焼点が60℃以上のもの)、第3石油類の除外物品(可燃性液体量が40%以下のもの)、第4石油類の除外物品(可燃性液体量が40%以下のもの)及び動植物油類の除外物品(危規則第1条の3第7項に定めるタンク又は容器に貯蔵保管されているもの)が該当する。これらには、例えば、塗料、接着剤等が含まれる。

(10) 木材加工品及び木くず

ア 製材した木材、板、柱、半製品(製材した木材、板等を用いて組立てたもので完成品の一部品となるもの)及び完成した家具類等は、木材加工品に該当する。

イ 原木(立ち木を切り出した丸太の状態のもの)は木材加工品に該当しないものである。ただし、丸太のままで使用する電柱材、建築用足場は該当する。

ウ 水中に貯蔵している木材は、木材加工品に該当しないものである。

エ 製材所等の製材過程において出る廃材、おがくず及び木端は、木くずに該当するが軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは、木くずに該当しないものである。

オ 防災処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当する。

(11) 合成樹脂類

ア 「合成樹脂類」とは、石油等から化学的に合成される複雑な高分子物質で固体状の樹脂の総称をいう。

イ 合成樹脂類のうち、「発泡させたもの」とは、おおむね発泡率6以上のものをいい、梱包等に用いられる発泡スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。

ウ 不燃性又は難燃性の判断

(ア) 試験方法については、JIS K 7201-2「プラスチック-酸素指数による燃焼性の試験方法-第2部：室温における試験」に基づいて行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性として取り扱う。(第1-1表及び

第1-2表参照)

- (イ) 粉粒状又は融点の低いものについては、「「引火」の取扱い並びに合成樹脂の不燃性及び難燃性の試験方法について」(平成7年5月31日付け消防危第50号)別記1「粉粒状又は融点の低い合成樹脂の試験方法」によること。

第1-1表 (酸素指数が26未満の合成樹脂の例)

アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂 (AS)
アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 (ABS)
エポキシ樹脂 (EP)・・・接着剤以外のもの
不飽和ポリエステル樹脂 (UP)
ポリアセタール (POM)
ポリウレタン (PUK)
ポリエチレン (PE)
ポリスチレン (PS)
ポリビニルアルコール (PVAL)・・・粉状 (原料等)
ポリプロピレン (PP)
ポリメタクリル酸メチル (PMMA、メタクリル樹脂)

※ () 書は略号又は別名を示す。

第1-2表 (酸素指数が26以上又は液状の合成樹脂の例)

フェノール樹脂 (PE)
ふっ素樹脂 (PFE)
ポリアミド (PA)
ポリ塩化ビニリデン (PVDC、塩化ビニリデン樹脂)
ポリ塩化ビニル (PVC、塩化ビニル樹脂)
ユリア樹脂 (UF)
けい素樹脂 (SI)
ポリカーボネート (PC)
メラミン樹脂 (MF)・・・球状 (原料等)
アルキド樹脂 (ALK)・・・液状

※ () 書は略号又は別名を示す。

エ 合成樹脂類に含まれるゴム類には、天然ゴム、合成ゴムを問わず、廃物ゴムを再利用のために加工した再生ゴムも該当する。

3 貯蔵及び取扱い

指定可燃物の貯蔵及び取扱いは、次によること。

(1) 貯蔵及び取扱いに該当する場合

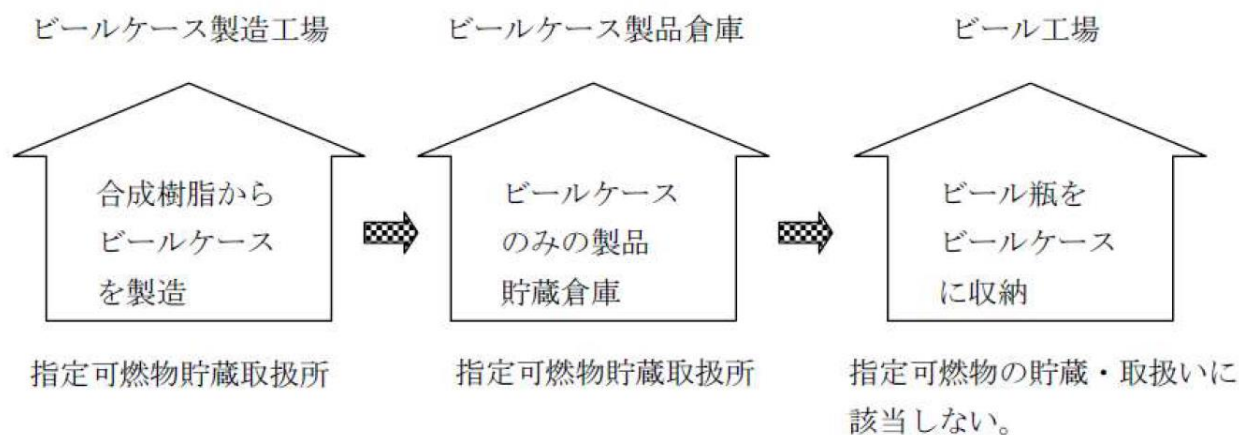
条例別表第3の数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、又は工場において製造、加工する場合、並びに工事用資機材として貯蔵し、又は取り扱う場合等

ア 「貯蔵」とは、倉庫内に保管することや屋外に集積する等の行為をいう。

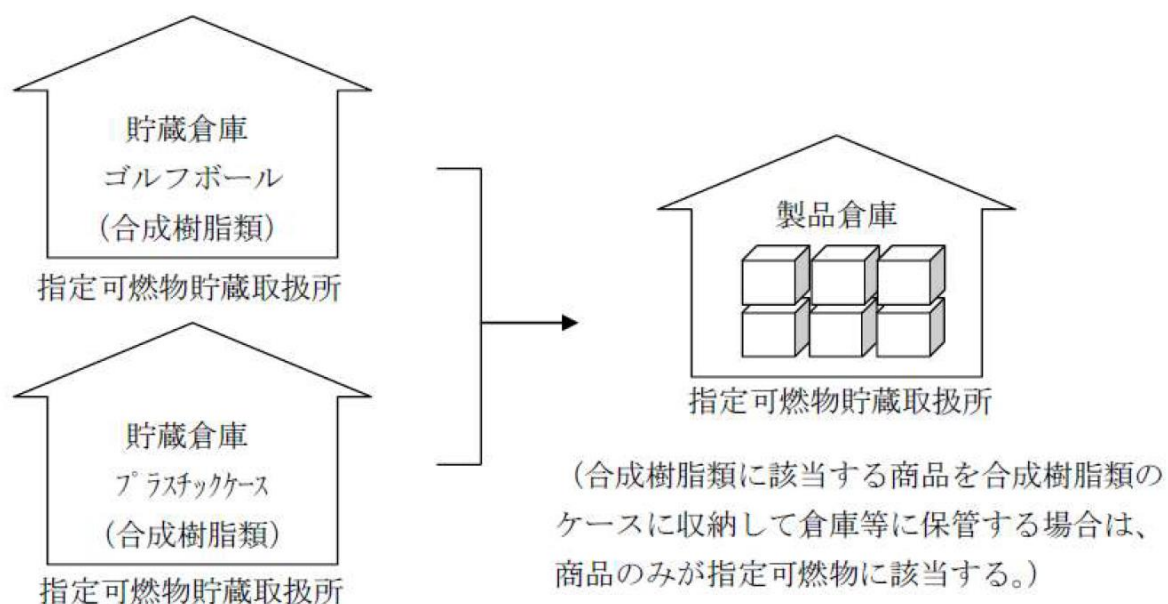
イ 「取扱い」とは、指定可燃物に係る製造、加工等をいう。

(2) 貯蔵及び取扱いに該当しない場合

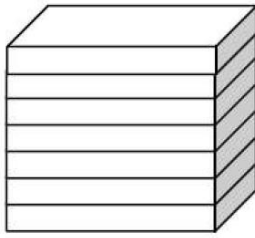
- ア 一定場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類、図書館の図書類等
- イ 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用しているもの
- ウ 百貨店等の大規模商業施設で陳列、展示しているもの
- エ 施工された時点の建築物等の断熱材、地盤の改良材、道路の舗装材等
- オ ビールケース、ダンボール、パレット等を搬送用の道具等として使用する場合（第1-1図～第1-3図参照）



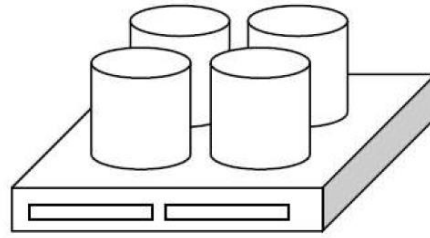
第1-1図



第1-2図



パレット等の集積は、
指定可燃物に該当する。



道具として使用されているパレット等は、
指定可燃物に該当しない。

第 1 - 3 図

4 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い

指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次によること。

(1) 可燃性液体類等

ア 屋外の場合

(ア) 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として敷地ごととする。

ただし、次のいずれかに適合する場合は、それぞれの施設ごととすることができる。

- a 施設相互間が耐火構造の建築物又は不燃材料等の防火性能を有する塀等で有効に隔てられている場合
- b 可燃性固体類等について、施設相互間に条例第 59 条第 2 項第 1 号に規定するそれぞれの可燃性液体類等の数量の倍数に応じた空地の幅を合算した離隔距離を有している場合
- c 動植物油類について、3 m の離隔距離が確保されている場合

(イ) タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

少量危険物の基準に準ずる。

(ウ) タンクと設備が同一工程の場合

少量危険物の基準に準ずる。

イ 屋内の場合

少量危険物の基準に準ずる。

ウ 屋上の場合

少量危険物の基準に準ずる。

(2) 綿花類等の同一場所の扱い

ア 屋外の場合

原則として敷地ごととする。ただし、次のいずれかに適合する場合は、それぞれの施設ごととすることができる。

- (ア) 施設相互間が耐火構造の建築物又は不燃材料等の防火性能を有する塀等で有効に隔てられている場合
- (イ) 施設相互間に条例第 60 条第 2 項第 2 号及び同項第 3 号アに規定するそれぞれの集積単位

区分に応じた離隔距離を合算した距離を有している場合

イ 屋内の場合

原則として建物ごととする。ただし、貯蔵し、又は取り扱う室が、耐火構造で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、上階の床）で区画され、かつ、開口部に特定防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設けられている場合は、当該室ごととすることができる。

ウ 屋上の場合

上記ア(ア)の基準に準ずる。

5 数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定については、条例別表第3の数量以上の品名のみを合算した数量とする。

指定可燃物の容積又は重量の算定は、実際の指定可燃物の部分の容積又は重量を算定し、箱型に成形されている場合等の空間部分は算入しない。

算定は、以下の例による。

例1 糸類5,000kg（5倍）、綿花類200kg（1倍）、ぼろ及び紙くず800kg（0.8倍）を貯蔵し、又は取り扱う場合

- ・ 条例別表第3に定める数量以下の「ぼろ及び紙くず」を除く。
- ・ 同別表の数量以上となる糸類と綿花類のみを合算する。
- ・ 合計6倍の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うものと算定する。

例2 糸類800kg（0.8倍）、綿花類150kg（0.75倍）、ぼろ及び紙くず800kg（0.8倍）を取り扱う場合

- ・ 2以上の異なる指定可燃物の品名の量がそれぞれ条例別表第3の数量未満のため合算せず、指定可燃物の貯蔵又は取扱いには該当しない。

例3 綿糸500kg、毛紡毛糸500kg、麻糸500kg、化学繊維糸500kgを貯蔵し、又は取り扱う場合

- ・ 条例別表第3の同一品名欄に含まれる異なる物品は、それぞれの品名を同一の品名として合算する。（合成樹脂類の発泡させたものその他のものについては除く。）
- ・ 糸類2,000kg（2倍）を貯蔵し、又は取り扱うものと算定する。

第2 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

1 条例第59条

本条は、指定可燃物のうち可燃性固体類及び可燃性液体類並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類の貯蔵及び取扱いの基準について規定したものである。

「可燃性液体類等」とは、指定可燃物のうち可燃性固体類及び可燃性液体類並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類の総称である。

「可燃性固体類等」とは、可燃性固体類及び可燃性液体類の総称である。

本条第1項は、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について規定したものであり、第2項は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の位置、構造及び設備の技術上の基準を規定したものである。

本条第1項及び第2項各号に定める基準以外の事項については、第3項の規定により、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準に関する条例第47条から第56条までの規定が準用されるので、本条第1項及び第2項の規定は可燃性液体類等について加重的な基準を定めた規定である。

2 条例第59条第1項第1号ア

可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合についての基準を危険物に準じて規定したものである。すなわち、次に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる危険物において適応する容器又はこれと同等以上であると認められる容器に収納し、又は詰め替えるとともに、漏れないように容器を密封するよう定めている。

(1) 可燃性固体類（引火点が200℃以上のものを除く。）

危規則別表第3に掲げる第2類の危険等級Ⅲの危険物に対応した容器

(2) 可燃性液体類及び少量危険物に該当する動植物油類

危規則別表第3の2に掲げる第4類の危険等級Ⅲの危険物に対応した容器

3 条例第59条第1項第1号イ

容器の見やすい箇所に、可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示を明確にし、さらに「火気厳禁」等の防火に関し必要な事項を表示することにより火災予防及び消火活動における効果を期待したものである。

なお、ただし書は、収納する可燃性液体類等が化粧品である場合は、その量により基準の緩和を規定したものである。

4 条例第59条第1項第2号

容器の積み重ね高さは、地盤面又は床面から最上段の容器の上部までの高さをいう。

5 条例第59条第1項第3号

可燃性液体類等に共通する一般的性状、危険性を踏まえて、可燃性液体類等の貯蔵、取扱いにおける原則的な基準を規定したものである。

6 条例第59条第1項第4号

第3号が、可燃性液体類等の貯蔵、取扱いにおける原則的な基準を規定しているのに対し、本号では、可燃性液体類等の貯蔵、取扱いがこうした原則によることが通常でない場合にあっては、この基準によらないことができる旨を規定している。

しかし、原則規定から外れた貯蔵、取扱いをする場合は、災害を防止するための十分な措置を講じたうえで行う必要がある。

7 条例第59条第2項第1号

可燃性液体類等を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合は、延焼防止の観点から、その屋外の周囲に、空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けるよう規定したものである。

なお、本号は、第50条第2項第1号の基準と比較して、数量が多いため同号ただし書のような緩和を認めていない。

(1) 貯蔵し、又は、取り扱う場所が建築物の屋上である場合には、原則として屋外として取扱い、本号の規定を適用すること。

(2) 「空地」は、第2章第4中3(1)の例によること。

(3) 「防火上有効な塀」は、第2章第4中3(2)の例によること。

8 条例第59条第2項第2号

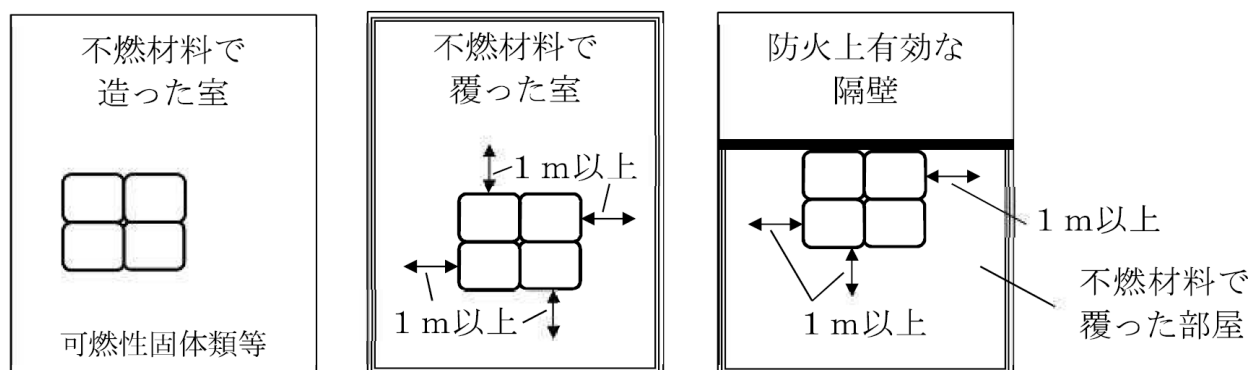
条例別表第3で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準であり、一定の構造及び設備を有する室内で行うよう規定したものである。

(1) 可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う建築物(室)の壁、柱、床及び天井(天井のない場合は、はり又は屋根)は、不燃材料で造られることとされており、内装のみを不燃材料で覆うことでは足りないものである。

(2) ただし書の規定は(1)の規定による室内で貯蔵し、又は取り扱うことができない場合についての救済措置である。貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に、その数量の倍数に応じて1m若しくは3m以上の幅の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁によって、隣接する部分との間に延焼防止の措置が講じられている建築物その他の工作物にあっては、壁、柱、床及び天井(天井のない場合は、はり又は屋根)を不燃材料で覆うことにより、可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱っても差し支えないとしたものである。

(3) 「防火上有効な隔壁」とは、小屋裏まで達する防火構造の壁をいう。

(4) 防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内で壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において貯蔵し、又は取り扱う場所は、隔壁に面する部分を除きその範囲には幅1m以上の空地を保有すること。(第2-1図参照)



第2-1図

9 条例第59条第3項

第1項及び第2項の基準のほか、条例別表第3で定める数量以上の可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準については、少量危険物と同様の規制を行おうとするものである。

第3 綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

1 条例第60条は、条例別表第3で定める数量以上の指定可燃物のうち綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準について規定したものである。

「綿花類等」とは、指定可燃物のうち条例第59条の可燃性固体類と可燃性液体類を除くものの総称である。条例別表第3においては、綿花類、木毛及びかんなくず、ぼろ及び紙くず、糸類、わら類、再生資源燃料、石炭・木炭類、木材加工品及び木くず並びに合成樹脂類が指定されている。

2 条例第60条第1項第1号

「みだりに火気を使用しない」とは、原則として、火気の使用を禁止するものであるが、作業実態等によりやむを得ず火気を使用する場合は、安全な場所を指定して安全な措置を講ずるよう規制

するものであり、綿花類等の性質及び作業工程等を考慮して、適切に管理された状態でのみ火気を使用すべきである。

3 条例第60条第1項第2号

「みだりに出入り」には、係員以外の者の出入りであっても、管理者等の管理権が十分に行使できる場合は、これに該当しない。

4 条例第60条第1項第3号

「区分して整理する」とは、綿花類等を危険物と同じ場所に貯蔵し、又は取り扱う場合は、その性質からみて、一緒に雑然と取り扱われることは、危険性が增大することとなるので、危険物との間に火災予防上安全な距離（おおむね1m以上）を確保して、整理することをいう。

また、地震等に対する落下、飛散等防止措置としては、囲い、ロープ掛け等の措置があげられる。

5 条例第60条第1項第4号

製造、加工等によって生じた綿花類等のくず、かす等を放置しておくことは火災予防上危険であることから、その日に生じたくず、かす等はその日のうちに火災予防上安全な場所で処理しなければならないことを規定したものである。

「その他適当な措置」とは、安全な方法で回収を行う等をいう。

6 条例第60条第1項第5号

再生資源燃料のうち、廃棄物固形化燃料その他水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（廃棄物固形化燃料等）については、特に火災発生の危険性が大きいいため本号の規定が定められた。

廃棄物固形化燃料等には、RDFが該当し、RPFは該当しない。

7 条例第60条第1項第5号ア

「適切な水分管理」とは、発熱等を防止するため、含有する水分を10%以下のできる限り低い値となるように管理することをいう。

8 条例第60条第1項第5号イ

「適切な温度」とは、搬入される廃棄物固形化燃料等に応じ、あらかじめ設定された温度以下であることをいう。

9 条例第60条第1項第5号ウ

廃棄物固形化燃料等は、集積量が多くなるほど、また、保管が長期になるほど発火危険が高まることから、集積高さを5m以下に制限し、発熱、発火しにくくするとともに、万が一発火した場合においても、消火活動が容易に行えるようにしたものである。

集積高さについては、廃棄物固形化燃料等の性状管理、換気等による貯蔵条件管理等に応じた集積高さとすること。また、長期保管となる場合は、廃棄物固形化燃料等を少なくとも3か月に1回以上の頻度で保管場所から全量の掻き出しを行うこと。

10 条例第60条第1項第5号エ

廃棄物固形化燃料等の状態を温度測定装置及び可燃性ガス測定装置等により把握し、測定値の変化に応じた適切な対応措置が図られるようにするため規定されたものである。

11 条例第60条第2項第1号

綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準を規定したものである。

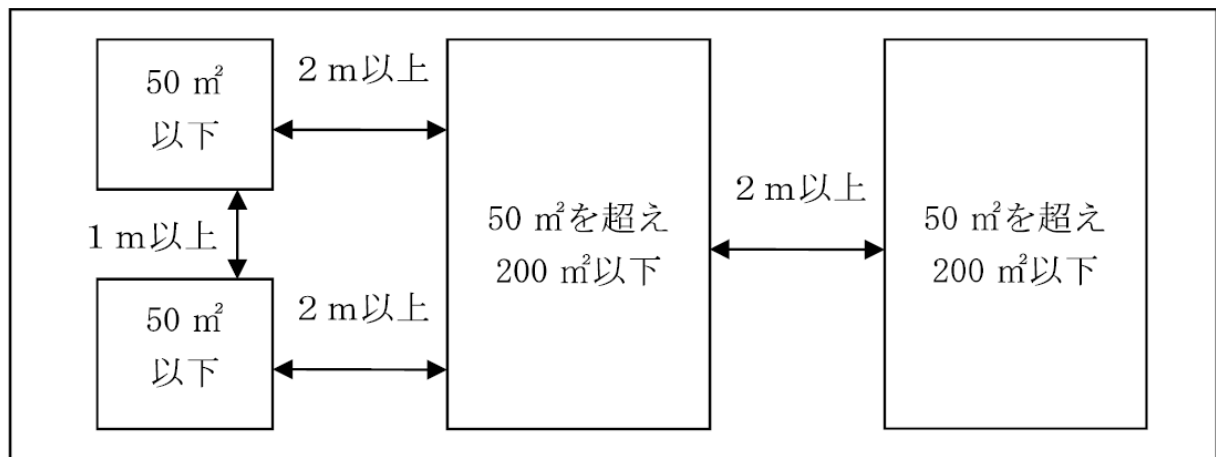
「綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識」とは、「指定可燃物貯蔵取扱所」の表示をいうものであり、「防火に関し必要な事項を掲示した掲示板」とは、「火気注意」の表示をいうものである。

また、標識及び掲示板の様式については、条例規則別表第1の規定によること。

12 条例第60条第2項第2号

綿花類等（廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類を除く。）を集積する場合は、集積単位の相互間に、本号で定められた距離を保つこと。なお、集積単位面積によって相互間距離が異なる場合は、大なる距離を確保すること。（第3-1図参照）

また、ただし書は、例えば、石炭・木炭類を製鉄会社や電力会社において貯蔵する場合には、集積単位を規制することが難しい実態にあるので、温度計等により監視するとともに、適温を超えた場合には散水を行うこと等により温度を下げる設備を設置している場合には、火災予防上支障がないと認めて集積単位の規制を行わないこととしたものである。



第3-1図参照

13 条例第60条第2項第3号ア

第2号と同様の趣旨であるが、特に合成樹脂類の製造工程の実態等を考慮し、合成樹脂類を集積する場合は、500 m²以下ごとに区分して集積し、集積面積に応じ、集積単位の相互間に本号で定められた距離を保有することを規定したものである。

「散水設備を設置する等必要な措置」とは、不燃材料による区画、ドレンチャー設備又はスプリンクラー設備等の設置等防火上有効な措置をいう。

14 条例第60条第2項第3号イ

火災拡大防止を図るため、屋外の場所において貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に、条例別表第3で定める数量の倍数に応じて1 m若しくは3 m以上の幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けることを規定したものである。

(1) 「防火上有効な塀」は、第2章第4中3(2)の例によること。

(2) 「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」は第2章第4中3(3)の例によること。

(3) 「水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合」とは、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、防火シャッター等が延焼防止上有効に設置された場合をいう。

15 条例第60条第2項第3号ウ

「不燃性の材料を用いて区画する」とは、不燃材料又はこれに類する防火性能を有する材料を用

いて小屋裏に達するまで完全に区画することをいい、その部分に開口部を設ける場合にあっては、防火戸を用いることをいう。

16 条例第60条第2項第4号ア

廃棄物固形化燃料等は、ひとたび発熱・発火すると消火が非常に困難となるため、発熱の有無を適正に監視できるよう、温度測定装置を設置しなければならないことを規定したものである。

「温度測定装置」は、貯蔵し、又は取り扱う廃棄物固形化燃料等の集積状況に応じ、集積物の内部温度を正確に測定出来るよう設置すること。

17 条例第60条第2項第4号イ

条例別表第3に定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは内容物を迅速に排出できる構造とするか、廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置することを規定したものである。

- (1) 「迅速に排出できる構造」とは、コンベア等の排出機構により短時間のうちに外部に排出することができる構造をいう。
- (2) 「散水設備」とは、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、連結散水設備等、貯蔵量に応じ短時間に十分な冷却・消火ができる設備をいう。
- (3) 「不活性ガス封入設備」とは、貯蔵量に応じ、酸素濃度を十分に低下させることができる設備をいう。

第4 再生資源燃料等の火災予防上有効な措置

1 条例第61条

本条は、条例別表第3に定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合に、自主的な保安対策による事故防止の推進を図るため規定されたものである。

危険要因の把握に当たっては、一般に類似施設の事故、トラブル事例等を参考に対象施設の火災発生・拡大要因を整理することとなるが、その手法を特に問うものではなく、例えばこれまでの経験・知見に基づき構成設備、取扱工程等ごとに想定事故形態と、必要と考える対策とを箇条的に整理するような簡易な方法も考えられる。

第4章 基準の特例

第1 基準の特例

条例第62条は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準の特例を規定したものである。

本条の規定により、予期しない貯蔵及び取扱いの状況、特殊な設備の開発等に対応できることとなるが、特例基準の適用の前提としては、具体的な環境条件、代替措置等が存在することが必要であり、また、その運用にあっては、統一的、客観的な運用に努める必要がある。

付 則

(施行期日)

- 1 この達は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この達の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準が、この達の基準に適合していないときは、なお従前の例による。

付 則（令和8年10月28日消防局長達第21号）

この達は、令和8年11月1日から施行する。